

第2期

佐世保市地域コミュニティ推進計画

《佐世保市地域コミュニティ活性化推進条例行動計画》

町内会

加入して みんなときずな絆 増す笑顔

～誰もがいつまでも安心して暮らせる地域社会の実現を目指して～

平成30年3月

佐 世 保 市

目 次

第1章 計画の策定にあたって	
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置付け	1
3 計画の期間	2
本市における地域コミュニティ施策の経緯	3
用語解説	4
第2章 本市の地域コミュニティの現状と課題	
1 地域コミュニティを取り巻く環境	5
2 町内会の現状と課題	5
3 地区自治協議会の現状と課題	11
(1) 地区自治協議会の活動等	11
(2) 行政の支援	12
(3) 地区自治協議会の運営等に関する調査	13
第3章 前計画（佐世保市地域コミュニティ推進計画）の取組み状況	19
1 地区自治協議会の設立	19
2 パートナーとしての行政支援	19
3 地域団体との再編・合流	20
4 町内会の活性化	20
5 町内会に対する活動支援	21
6 庁内体制の確立	22
7 将来計画の検討	24
前計画における主な取組み結果一覧	25
第4章 計画の基本的方向性	
1 地域コミュニティの将来像	26
2 本計画で目指す姿	26
3 施策体系	27
本計画策定における課題の整理	28
第5章 計画の推進内容と具体的な取組み	
1 町内会の活性化	29
(1) 町内会の継続的な運営・活動	29
(2) 町内会加入促進の取組み	31
(3) 持続可能な町内会の仕組みづくり	32

2	地区自治協議会の運営・活動の充実	34
(1)	組織の環境整備	35
(2)	運営体制の充実	36
(3)	地域課題の解決に向けた活動の充実	37
(4)	拠点施設の機能充実	39
(5)	町内会との連携	40
3	地域コミュニティ活性化を推進していくための基盤強化	42
(1)	広報啓発	42
(2)	人材発掘・人材育成	43
(3)	新たな取り組みに向けた研究・検討	45

第6章 計画の推進体制と進捗管理

1	計画推進の体制	46
(1)	市民等の役割	46
(2)	住民自治組織の役割	46
(3)	事業者の役割	46
(4)	市の責務	46
2	計画の進捗状況の確認	46
(1)	佐世保市地域コミュニティ・協働推進本部による進捗管理	

第1章 計画の策定に当たって

1 計画策定の趣旨

少子高齢化に伴う人口減少、また、人々の生活様式や地域に対する考え方の多様化など、私たちの暮らしのあり方が変化中、安全安心なまちづくりや地域における支え合い、助け合いの基盤、子育て支援の場など様々な地域課題の解決に向けて、地域の役割が期待されています。

本計画は、平成27年2月に策定した「佐世保市地域コミュニティ推進計画」（以下、「前計画」という。）が計画期間を終了することに伴い、前計画の取組み状況とその評価を踏まえ、「佐世保市地域コミュニティ活性化推進条例」並びに「第6次佐世保市総合計画後期基本計画」に掲げられた目標の実現に向けた具体的な取組み事項を策定するものです。

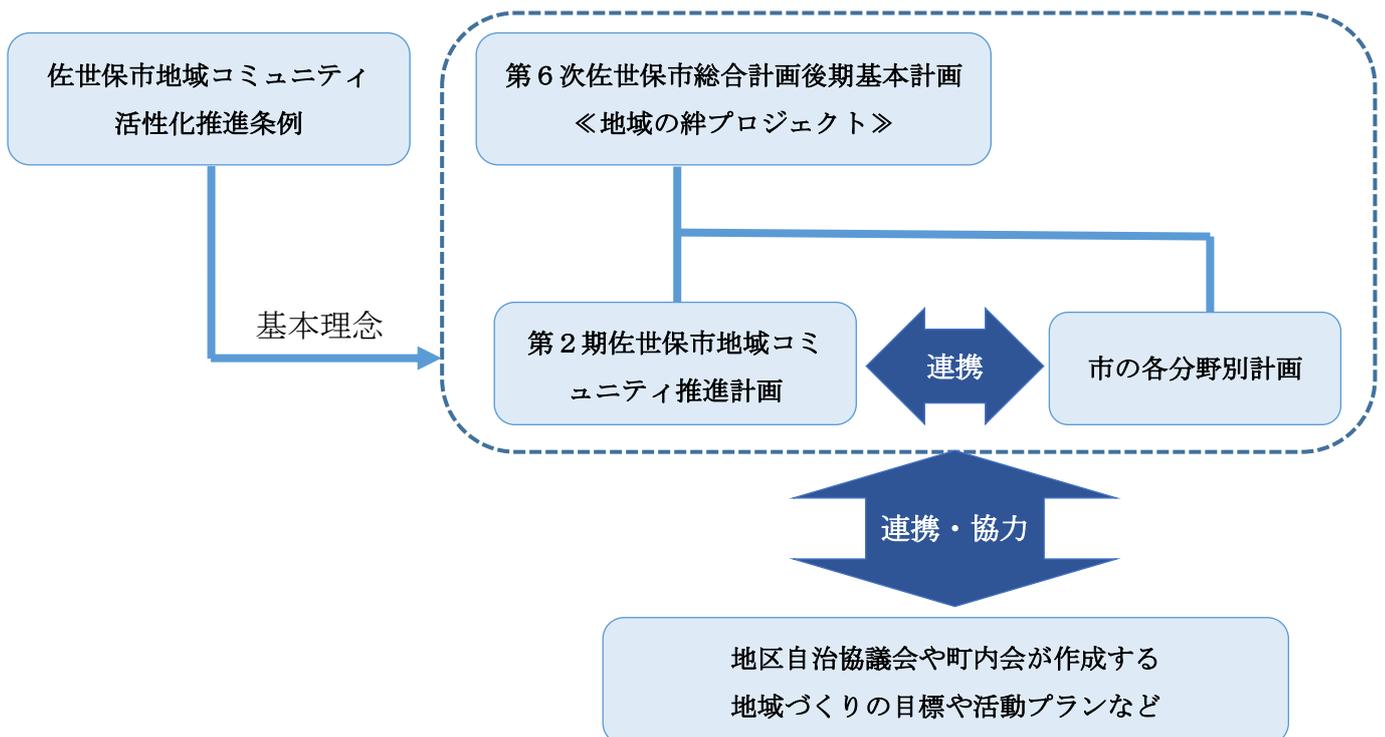
2 計画の位置付け

本計画は、「佐世保市地域コミュニティ活性化推進条例」に基づき、佐世保市における地域コミュニティの活性化に向けた各施策を総合的かつ計画的に推進するために策定するもので「第6次佐世保市総合計画後期基本計画」の分野別計画の一つとして位置付けています。

なお、平成24年11月に策定した「佐世保市地域コミュニティ推進指針」（平成25年11月一部改訂）については、本市における地域コミュニティ推進の方向性、地域コミュニティの構築・活性化の目標や取組み内容の基本的な考え方を示すために策定したのですが、「佐世保市地域コミュニティ活性化推進条例」の制定にともない、本市における地域コミュニティに関する基本理念や考え方は、条例に根拠を置くこととします。

また、本計画は、関連する各部局が策定する分野別計画との調和を図りながら、具体的な取組みに当たっては、庁内関係部局との情報共有と連携のもとに推進していきます。

■ 「第2期佐世保市地域コミュニティ推進計画」の位置付け



3 計画の期間

本計画の期間は、平成30年度から平成34年度までの5年間とします。なお、平成32年度に次期佐世保市総合計画が策定される予定であることから、必要に応じて適宜見直しを行うこととします。

佐世保市地域コミュニティ活性化推進条例 《前文》

(前文には制定に至った背景や目指すべき将来像等を定めています。)

美しい九十九島の自然、悠久の歴史、豊かな風土や文化に恵まれた佐世保市は、西九州北部地域の中心都市として、また多くの観光客が訪れる観光都市として発展を続けています。

佐世保市民は、町内会等を中心に豊かな地域コミュニティを構築してきており、この「人と人」や「人と地域」のつながりを基盤とする地域の力が佐世保市の発展に大きな役割を果たしてきました。

しかしながら近年では、居住及び就業形態の変化、生活様式や個人の価値観の多様化などから地域との関わりに消極的な人や、地域に関わる余裕を持ってない人が増えてきています。

このような社会環境の変化の中で、町内会等では加入世帯の減少や高齢化などによる担い手不足により役員や参加者が固定化し、住民相互のつながりが希薄化するなど様々な課題を抱えています。社会全体においても介護や子育て、防犯、防災など単一の町内会等や団体では対応が難しい複雑化及び広域化する課題が増えてきています。

一方、本市の各地域においては、町内会等を中心に様々な団体が参加し地域を総合的に運営する地区自治協議会が活動を始めており、地域の自治力が高まっていくことが期待されています。

私たちは、近年多発する災害により、災害直後の対応や復興過程において隣近所で助け合い、支え合う「お互いさまの精神」に基づく地域のつながりがとても重要であることを再認識しました。

豊かな地域コミュニティを維持、再構築及び形成していくためには、市民等が地域の一員であるという認識を深め、自分たちの手によるまちづくりを進めていくこと、さらに最も身近な町内会等が元気であり、各種団体が地域課題の解決のために力を合わせていくことが何よりも重要です。

ここに佐世保市は、地域コミュニティの活性化の推進に関する理念を明らかにし、町内会等への市民の主体的な加入と住民自治組織の活動への参加・参画が進むことを目指すとともに、市民等、住民自治組織、事業者など関係する全ての主体と力を合わせ、地域コミュニティの活性化を推進し、誰もがいつまでも安心して暮らせる地域社会を実現するため、この条例を制定します。

【本市における地域コミュニティ施策の経緯】

佐世保市地域コミュニティあり方検討委員会設置（平成20年度～平成21年度）

「市民協働によるまちづくり」を目指す、佐世保市における望ましい地域コミュニティのあり方について検討し、委員会から提出された提言書では、新たな地域コミュニティ組織として「まち育て運営会」の創設を提言。

佐世保市地域コミュニティ推進会議設置（平成22年9月）

庁内関係部局における地域コミュニティ施策の検討組織を設置。

※平成29年6月から「佐世保市地域コミュニティ・協働推進本部」

佐世保市地域コミュニティ推進指針策定（平成24年11月）

市民協働に基づく地域コミュニティ推進の方向性を指針として策定。

地区自治協議会モデル事業（平成24年度～26年度）

市内4地区で地区自治協議会設立に向けたモデル事業を実施。

- ・吉井地区自治協議会設立（平成25年7月）
- ・宮地区自治協議会設立（平成25年7月）
- ・山澄地区自治協議会設立（平成25年7月）
- ・大野地区自治協議会設立（平成25年8月）

佐世保市地域コミュニティ推進計画策定（平成27年2月）

モデル事業の検証結果を踏まえ、26年度から29年度までの4年間にわたる「地域コミュニティ推進事業」の具体的な施策推進の年次計画として策定。

地区自治協議会設立事業先行実施（平成26年度～27年度）

市内2地区で地区自治協議会設立事業の先行実施により設立。

- ・針尾地区自治協議会設立（平成27年9月）
- ・小佐々地区自治協議会設立（平成27年12月）

地区自治協議会設立支援（平成27年度～29年度）

市内全域での地区自治協議会設立に向けた取組みを支援。

南地区自治協議会、鹿町地区自治協議会、柚木地区自治協議会、江迎地区自治協議会、三川内地区自治協議会、九十九地区自治協議会、中部地区自治協議会、西地区自治協議会、世知原地区自治協議会、日宇地区自治協議会、清水地区自治協議会、崎辺地区自治協議会、宇久地区自治協議会、江上地区自治協議会、愛宕地区自治協議会、黒島地区自治協議会、広田地区自治協議会、相浦地区自治協議会、中里皆瀬地区自治協議会、早岐地区自治協議会、北地区自治協議会

佐世保市における町内会等の加入促進に関する協定の締結（平成28年11月）

長崎県宅地建物取引業協会佐世保支部、全日本不動産協会長崎県本部、佐世保市連合町内連絡協議会及び市の4者で、町内会加入促進に関する協定を締結。

佐世保市地域コミュニティ活性化推進条例（平成29年12月20日制定、平成30年4月1日施行）

地域コミュニティの活性化の推進に関する基本理念や、市民等、住民自治組織、事業者及び市など各主体の役割、町内会加入促進等の取組み及び地区自治協議会の設置等を条例として制定。

【用語解説】**「地域コミュニティ」**

地域の住民が日常的に生活し交流を行っている地域社会における住民同士のつながり又は集まりをいいます。

「町内会」

一定の区域に居住する者の地縁に基づいて形成された団体又は自治活動を行っていると思われる集合住宅の管理組合であって、良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行う地域コミュニティの最も基礎的な住民自治組織のことをいいます。

なお、本市においては、地域によって「自治会」、「公民館」、「区」など呼称は様々ですが、本計画では、「町内会」で統一しています。

「地区自治協議会」

地区公民館が事業の主たる対象としている区域を基準とする区域内において、町内会を中心に地域コミュニティの維持、再構築もしくは形成、地域課題の解決又は地域の活性化に取り組むことを基本として設置された団体であって、市長の認定を受けたものをいいます。

「市民」

市内に居住する者をいいます。

「市民等」

市民、市内に通勤し、又は通学する者及び事業者等をいいます。

「住民自治組織」

町内会及び地区自治協議会をいいます。

「事業者」

市内にその事務所又は事業所を置き、事業活動を行う者をいいます。

「住宅関連事業者」

住宅の建築、販売、賃貸又は管理を行う事業を行う者をいいます。

第2章 本市の地域コミュニティの現状と課題

1 地域コミュニティを取り巻く環境

本市においては、これまで町内会等を中心に豊かな地域コミュニティを構築してきており、「人と人」や「人と地域」のつながりを基盤とする地域の力が市の発展に大きな役割を果たしてきました。

そのような中、最も基礎的な地域コミュニティ組織である町内会においては、加入世帯の減少や高齢化などによる担い手不足により役員や参加者が固定化し、住民相互のつながりが希薄化するなど様々な課題を抱えています。また、地域においても介護や子育て、防犯、防災など単一の町内会や団体では対応が難しい複雑化、広域化する課題が増えてきています。

一方で、近年多発する災害により、災害直後の対応や復興過程において隣近所で助け合い、支え合う「お互いさまの精神」に基づく地域のつながりがとても大切であることを改めて認識されています。

こうした状況の中、豊かな地域コミュニティを維持、再構築及び形成していくためには、市民一人ひとりが地域の一員であるという認識を深め、自分たちの手によるまちづくりを進めていくこと、そして、最も身近なコミュニティ組織である町内会が元気であり、各種団体が地域課題の解決のために力を合わせていくことが何よりも重要です。

2 町内会の現状と課題

現在、本市には600団体を超える町内会があり、それぞれの地域で自主的、自発的に共同作業を行うなど、地域住民同士の連帯感を深めながらお互いに協力し合い、住みよく明るいまちづくりに向けた活動に取り組んでいます。佐世保市における町内会への加入率は、平成25年度に85.9%であったものが、平成29年度には83.9%と、この5年で2ポイント減少し、このままの状況で推移すれば、緩やかな減少傾向が続いていくものと予測されます。(図1)

平成29年度に町内会長を対象に実施した「町内会に関するアンケート調査」では、町内会活動について「大変活発」又は「比較的活発」と回答した割合が55.7%となっており、本調査からは過半数以上の町内会が概ね「活動は活発である」との結果が見て取れます。(図2)

一方、平成28年度に実施した市民を対象とする「佐世保市まちづくり市民意識アンケート調査」によると、「身近な地域で町内会やボランティア、NPO等によるまちづくり活動が盛んに行われていると思いますか」との質問に対し、「あまり思わない・思わない」と回答された方が50%を占めています。(図3) また、「町内会やボランティア・NPO活動に参加していますか」との質問に対し、「参加していない」と回答した方が48.6%(図4)の割合を示す結果も出ています。これらのアンケート調査から、町内会活動に直接携わっている方と、それ以外の方では町内会活動に対する認識の違いが若干生じているのではないかと推測されます。

また、「町内会に関するアンケート調査」では、町内会活動を行う上での問題点について、「会員の高齢化」(26.5%)、「役員のなり手が少ない」(20.9%)、「子どもが少ない」(18.9%)、「役員の負担が大きい」(11.4%)といった回答が上位を占めています。この結果からも、多くの町内会が共通の課題を抱えており、この状況がそのまま推移していけば、将来に渡っ

て安定的に町内会活動を維持することが難しい状況になってくることが予測されます。(図5)

前計画では、町内会が将来に渡って円滑かつ継続的に活動できる仕組みづくりとして、「運営しやすい世帯数や、「お互いさま」の連帯感をつくりだす班構成などの適正規模の町内会づくり」、「役員任期制や部会制の導入」、「班長の役割」、「活気づくりや絆づくりの手法」、「町内会の再編」などの取組みを町内会へ提案しました。

「町内会に関するアンケート調査」では、44%が再編の必要性を感じているものの、その内約8割(全体の約35%)は現実的には難しいとの回答が出ており、それぞれの成り立ちや活動の歴史が違う町内会同士の再編が容易ではないことが窺えます。(図6)

《参考》

町内会の再編が必要と思う主な理由としては、「会員の高齢化」(29.2%)、「役員のなり手不足」(22.6%)、「役員の負担が大きい」(12.3%)などが上位を占めています。(図7)

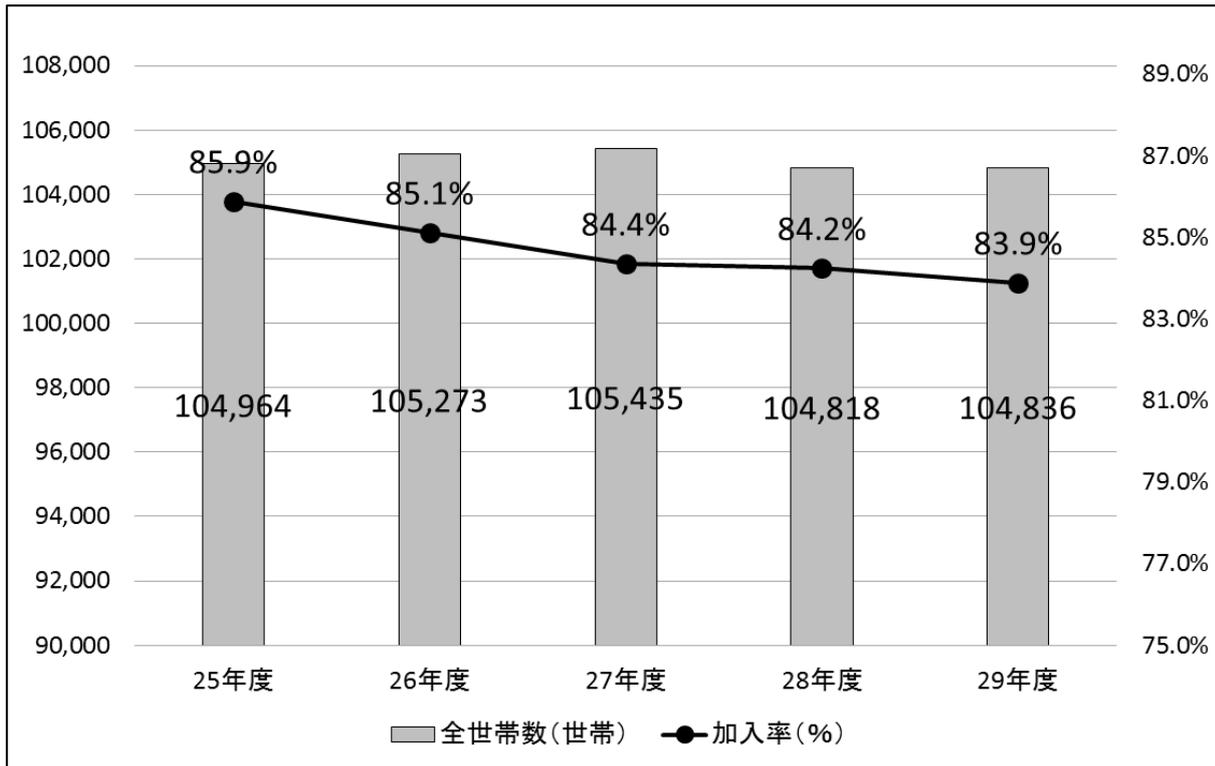
また、再編を行うに当たっての主な課題として、「隣接する町内会との話し合い」(19.2%)が最も多く、次いで「規約、会費、活動内容等の違い」や「地域の特性や歴史の違い」といったものが上位を占めています。(図8)

一方、本市では、町内会の再編を支援するため、再編に向けた協議経費などに活用できる支援制度を平成27年度に創設しましたが、制度の活用実績はありませんでした。しかしながら、元気な町内会を維持していくためには、将来の町内会組織がどうあるべきか検討をすることも大切です。運営しやすい町内会づくりを目指して、町内会同士の統合や分割といった再編を進めていくことも一つの有効な手段と考えます。

なお、「町内会に関するアンケート調査」では、再編を行うに当たって行政に求めたい支援として、「再編に関する相談受付」(40.8%)を求める割合が「財政的支援」(28.8%)よりも上位になっており、改めて再編支援の考え方について整理する必要があります。(図9)

いずれにしても、私たちがそれぞれの地域で安全に安心していつまでも暮らしていくためには、町内会の存在は大切であることを再認識し、多くの市民が自ら住む地域に関心を持ち、主体的に活動に参加・参画していけるよう関係する多くの主体が役割分担を図りながら連携・協力していくことが重要です。

図1 佐世保市の全世帯数及び町内会加入率の推移



出典：町内会等加入調査(平成 29 年 4 月)

図2 町内会の活動状況

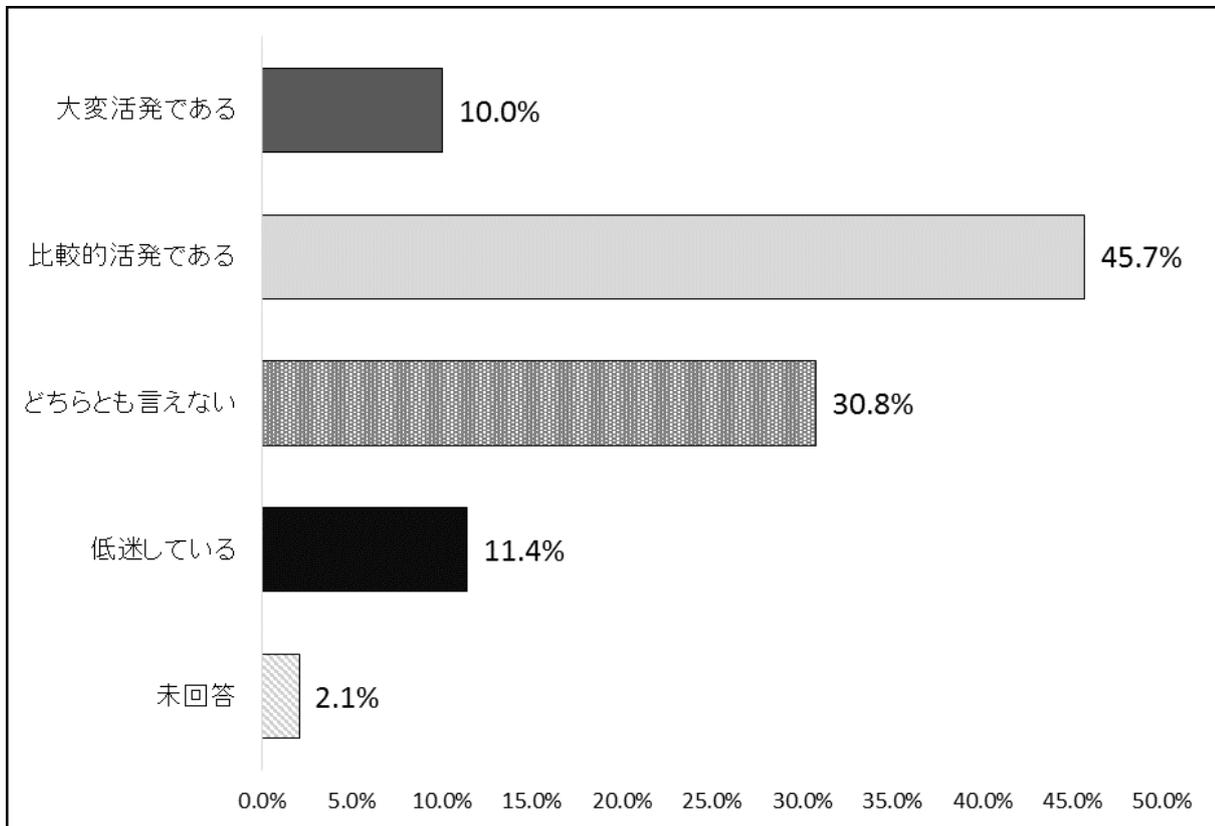


図3 町内会等によるまちづくり活動

問 身近な地域で、町内会やボランティア・NPO 等によるまちづくり活動が盛んに行われていると思いますか？

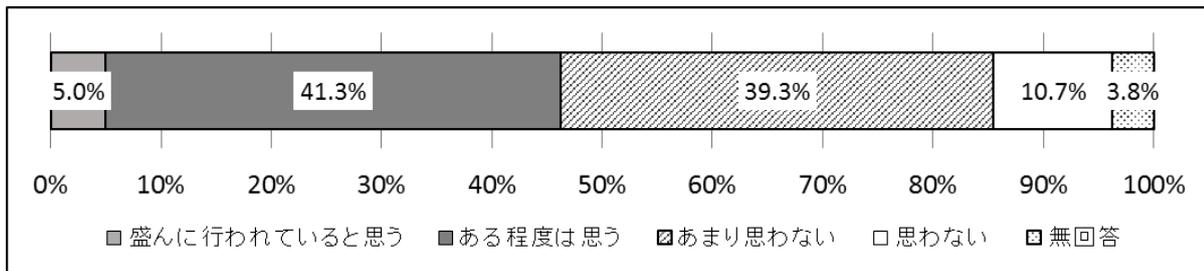


図4 町内会等への参加

問 町内会やボランティア・NPO 等の活動に参加していますか？

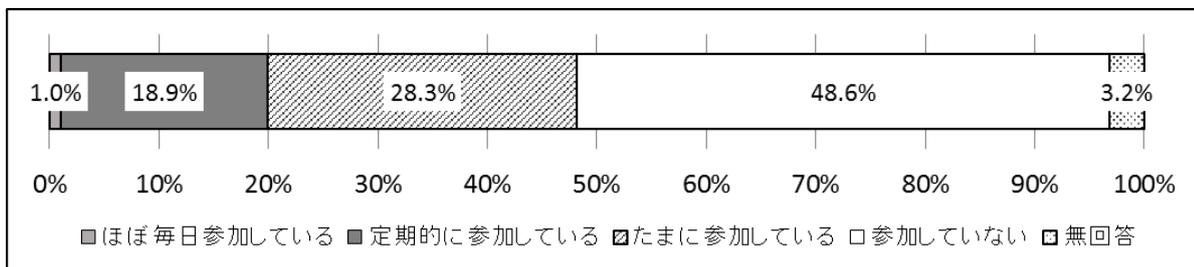


図3、図4 出展：佐世保市まちづくり市民意識アンケート調査報告書(平成 28 年 7 月)

図5 町内会の活動を行う上での問題点

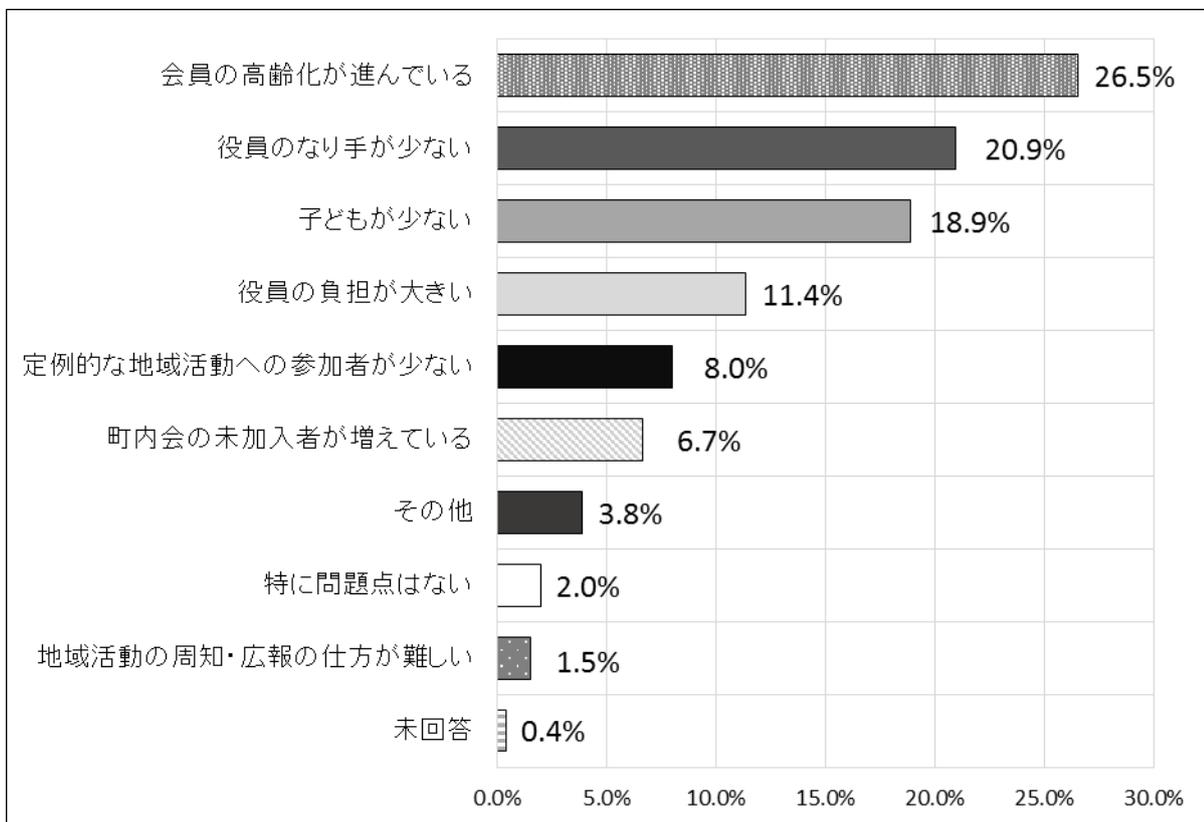


図6 町内会再編の必要性

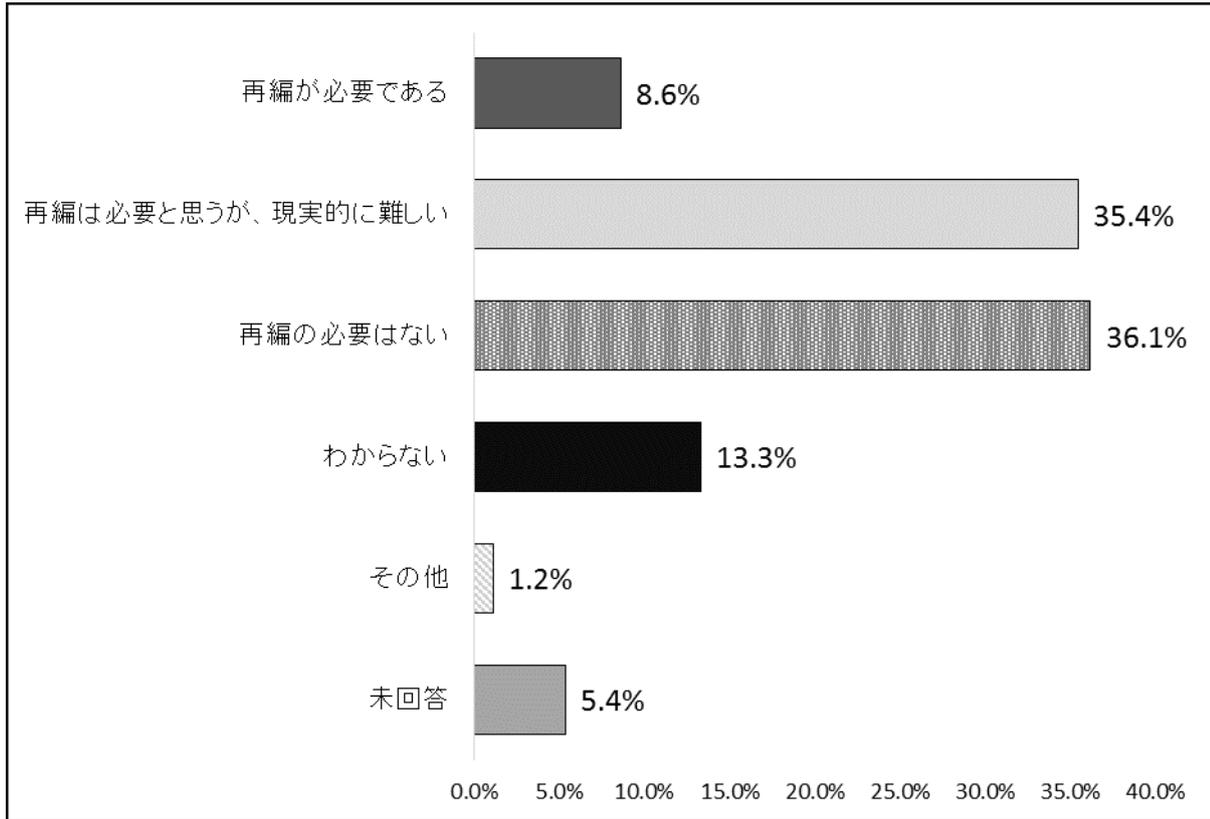


図7 町内会の再編が必要だと思う理由

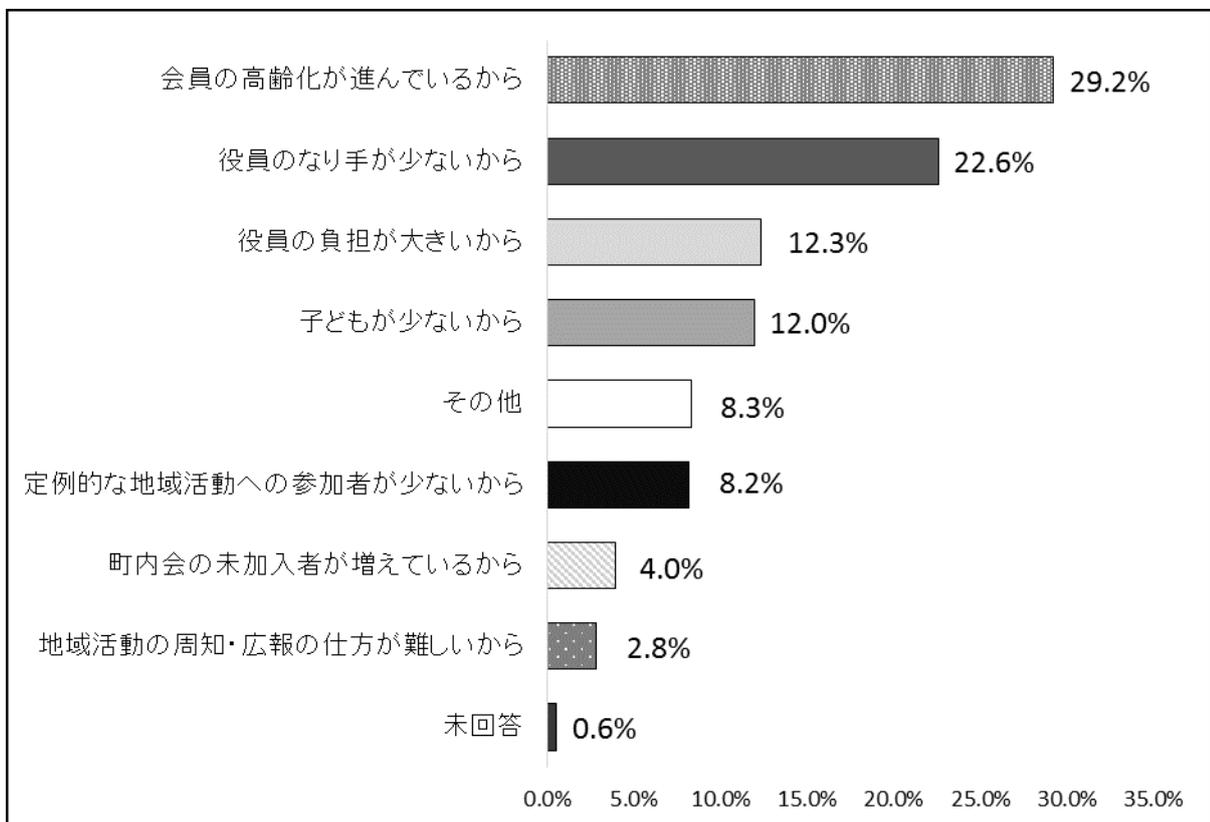


図8 町内会の再編を行うに当たっての主な課題

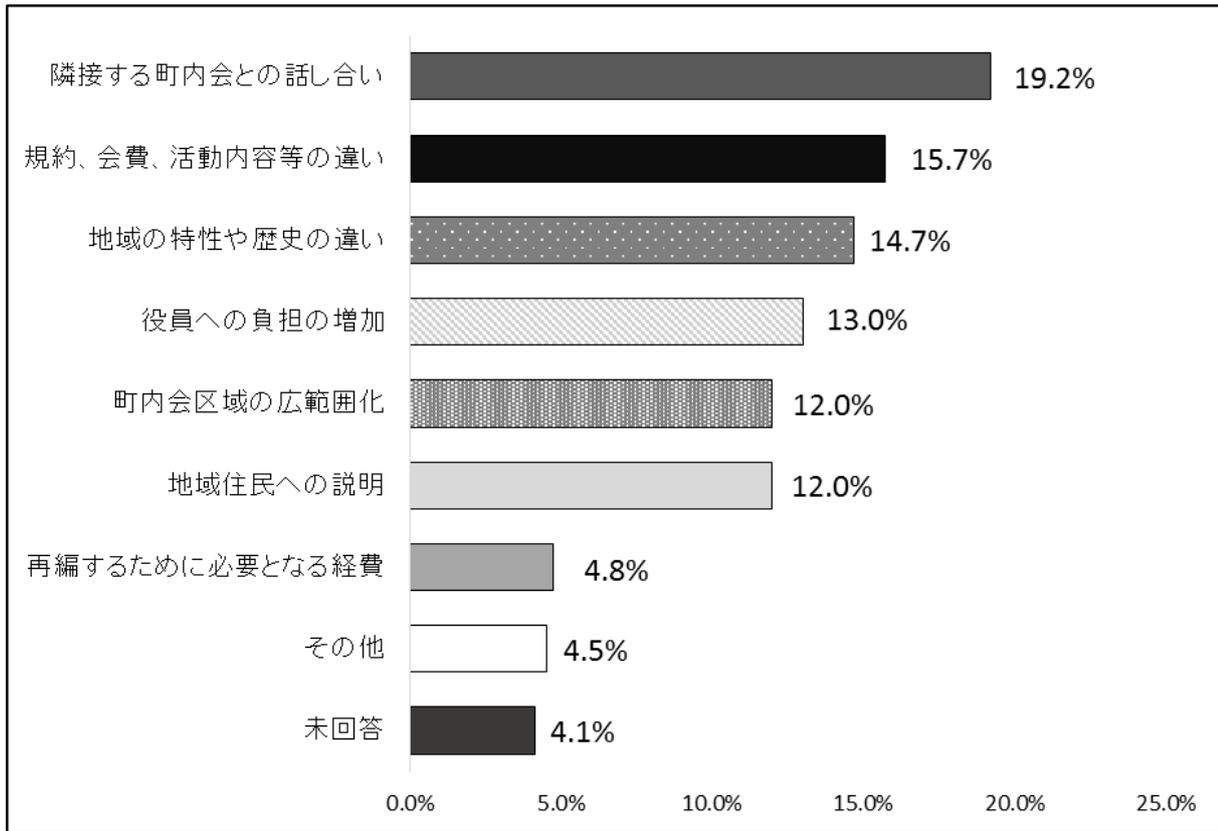


図9 町内会の再編を行うに当たって行政に求める支援

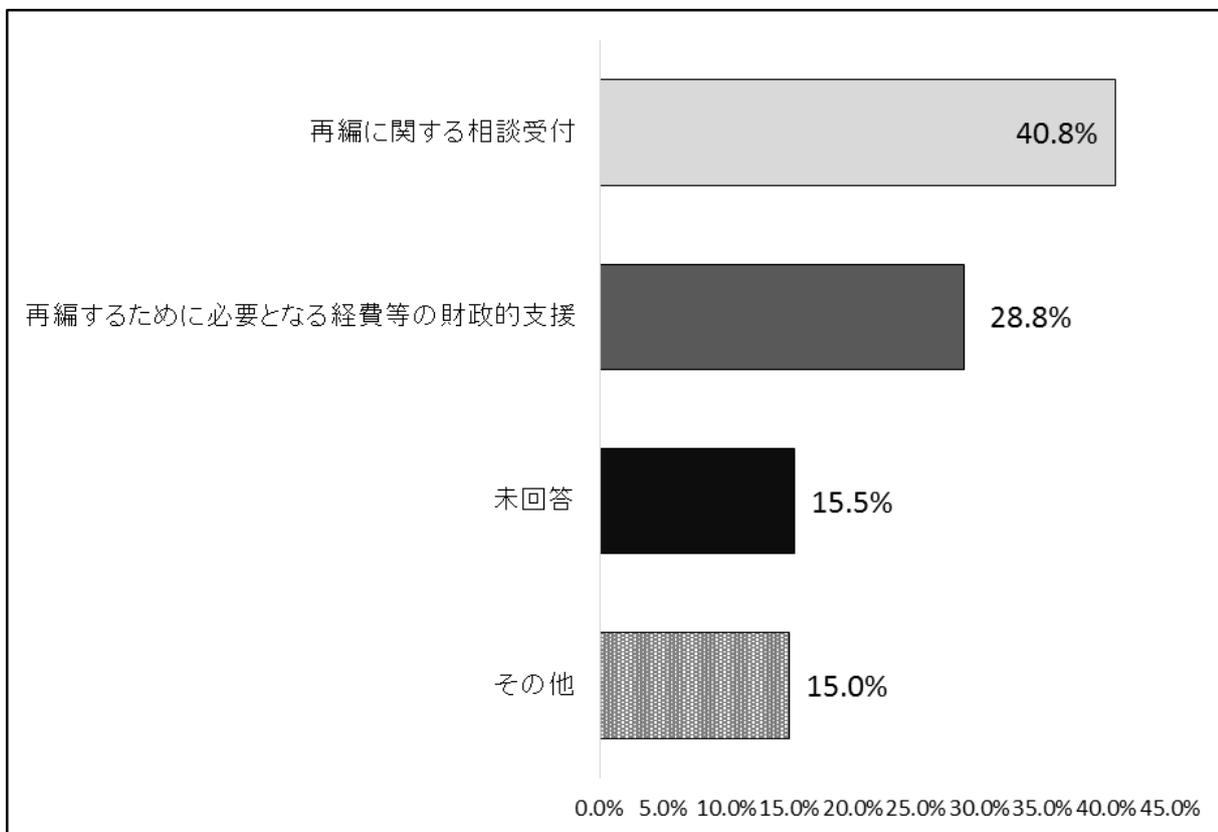


図2、5～9 出典:町内会に関するアンケート調査(平成29年12月)

3 地区自治協議会の現状と課題

地区自治協議会は、町内会を中心に様々な分野で活動する地域内の各種団体が集まり、地域の情報を共有し、地域の課題について話し合い、その解決に向けて活動する市民団体のことです。

平成24年度から市内4地区（吉井地区、宮地区、山澄地区、大野地区）において、設立に向けたモデル事業を展開しました。その検証結果を踏まえ、平成27年度からは市内全域を対象に設立支援に取り組み、平成29年度末までに市内27の地区公民館を拠点に、全ての地域で地区自治協議会が設立されました。設立時期や部会構成、その活動も様々な状況ですが、地域の特性にあったその地域ならではの活動に取り組んでいます。

地区自治協議会は、地域コミュニティ活性化の推進母体となる新たな市民団体として、その運営に当たっては、地域の各種団体を包括的に取りまとめながら、地域活動を一体的に進めていくことが求められています。また、安定的かつ円滑に運営されることにより、地域課題のより効果的な解決や地域の活性化につながっていくものと期待されています。

なお、平成30年4月1日からは、条例に基づき市長が認定する任意団体となります。

地区自治協議会の名称と設立年月日（全27地区）

名称	設立日	名称	設立日
吉井地区自治協議会	平成25年7月6日	世知原地区自治協議会	平成28年8月25日
宮地区自治協議会	平成25年7月17日	日宇地区自治協議会	平成28年10月1日
山澄地区自治協議会	平成25年7月31日	清水地区自治協議会	平成29年4月1日
大野地区自治協議会	平成25年8月6日	崎辺地区自治協議会	平成29年4月1日
針尾地区自治協議会	平成27年9月1日	宇久地区自治協議会	平成29年4月1日
小佐々地区自治協議会	平成27年12月6日	江上地区自治協議会	平成29年5月1日
南地区自治協議会	平成28年4月1日	愛宕地区自治協議会	平成29年7月1日
鹿町地区自治協議会	平成28年4月21日	黒島地区自治協議会	平成29年7月11日
柚木地区自治協議会	平成28年4月21日	広田地区自治協議会	平成29年10月1日
江迎地区自治協議会	平成28年4月27日	相浦地区自治協議会	平成29年10月11日
三川内地区自治協議会	平成28年5月14日	中里皆瀬地区自治協議会	平成29年11月29日
九十九地区自治協議会	平成28年5月20日	早岐地区自治協議会	平成30年4月1日
中部地区自治協議会	平成28年6月4日	北地区自治協議会	平成30年4月1日
西地区自治協議会	平成28年7月1日		

(1) 地区自治協議会の活動等

地区自治協議会では、地域の一体感を醸成するための交流事業をはじめ、地域課題の解決に向けた取組み、活動の担い手となる人材育成など、自主的・主体的な活動を展開しています。

地区自治協議会の主な活動等

事業名称	事業概要
世代間交流グラウンドゴルフ大会	老人会の指導のもと、世代を超えて住民の絆を深める。
防災訓練	市と合同による避難訓練、炊き出し訓練等の実施。
地域内危険個所点検パトロール	地域内の危険個所のパトロール。
クリスマスコンサート事業	クリスマスソングや様々な音楽の演奏、コーラス・劇などを鑑賞しながら住民の交流を深める。
夏休み地域まるごと史跡めぐり事業	子どもたちや若い世代に地域の歴史を伝え、地元への理解と地元愛の醸成を図る。
安全・安心な暮らしづくり事業	緊急事態への対応を図るため、地域内居住者の住宅検索用にゼンリン地図を購入し、要援護者の居宅の把握などを行う。
女性リーダー研修事業	地域コミュニティにおける女性会の役割について県下の女性団体と意見交換会を開催。
交通事故防止支援事業	通学路の危険個所に、ストップマークを設置。
みんなの学校上映会	教職員、保護者、地域住民が一緒になって不登校ゼロを目指した学校のドキュメンタリー映画の上映。
消防中隊ファミリー交流会	「自分たちのまちは自分たちで守る」の精神をベースに自主防災について学び、語り、協議し合う交流会。
凧揚げ大会	凧揚げ大会を通じた三世代交流の促進。
特殊詐欺被害防止講演会	被害撲滅、危機意識の醸成のため、警察署の協力を得て講座を開催。

(2) 行政の支援

市は、地区自治協議会の運営・活動を支援するため、次のような取組みを行っています。

ア 人的支援

(ア) コーディネーター職員の配置

コミュニティ・協働推進課内にコーディネーター職員を配置し、地域と行政との連絡調整役として地区自治協議会の運営や活動に関するアドバイスを行っています。

(イ) 地区公民館長・職員による事務局支援

地区自治協議会の運営や活動に関して、地域から事務局長が選任されるまで、地域に最も身近な市職員である地区公民館長が事務局長を兼務し、地区自治協議会の運営等のサポートを行っています。

イ 財政支援

(ア) 地域コミュニティ推進事業補助金の交付

地区自治協議会の運営や活動に対して補助金を交付しています。

区分	項目	補助上限額	補助率
生涯学習推進会と合流した地区自治協議会	活動・運営補助	130万円	85/100
	事務局支援補助 (地区公民館長又は地区公民館職員が兼務する場合)	※110万円 (70万円)	10/10
	合計	240万円 (200万円)	
生涯学習推進会と合流していない地区自治協議会	活動・運営補助	80万円	10/10
	事務局支援補助 (地区公民館長又は地区公民館職員が兼務する場合)	100万円 (70万円)	10/10
	合計	180万円 (150万円)	

※平成30年度から改正（平成29年度までは100万円）

(イ) 地域の絆づくり支援事業補助金の交付

地区自治協議会が実施する新たな取組み、又は既存事業の拡大・拡充部分に対して補助金を交付しています。

項目	補助上限額	補助率
活動補助	50万円	9/10

ウ その他の支援

(ア) 地区自治協議会事務局の設置

地区公民館内に事務局を設置するための軽微な改修や備品類の購入など、必要な整備を行っています。

(イ) 地区自治協議会連絡会議の開催

地区自治協議会間の情報交換と、地域コミュニティ施策に関する行政との対話の場として開催しています。

(ウ) 広報啓発

市ホームページ等で本市の地域コミュニティ施策や各地区自治協議会に関する情報を紹介しています。

(3) 地区自治協議会の運営等に関する調査

本計画の策定にあたり、現在の取組み状況や直面している課題を把握するため、平成29年3月31日までに設立された16地区の地区自治協議会に対してアンケート調査を実施しました。

ア 調査対象

設立日	地区	設立日	地区
H25. 7. 6	吉井地区自治協議会	H28. 4. 21	柚木地区自治協議会
H25. 7. 17	宮地区自治協議会	H28. 4. 27	江迎地区自治協議会
H25. 7. 31	山澄地区自治協議会	H28. 5. 14	三川内地区自治協議会
H25. 8. 6	大野地区自治協議会	H28. 5. 20	九十九地区自治協議会
H27. 9. 1	針尾地区自治協議会	H28. 6. 4	中部地区自治協議会
H27. 12. 6	小佐々地区自治協議会	H28. 7. 1	西地区自治協議会
H28. 4. 1	南地区自治協議会	H28. 8. 25	世知原地区自治協議会
H28. 4. 21	鹿町地区自治協議会	H28. 10. 1	日宇地区自治協議会

イ 実施時期

平成29年8月1日～平成29年8月31日

ウ 回答率

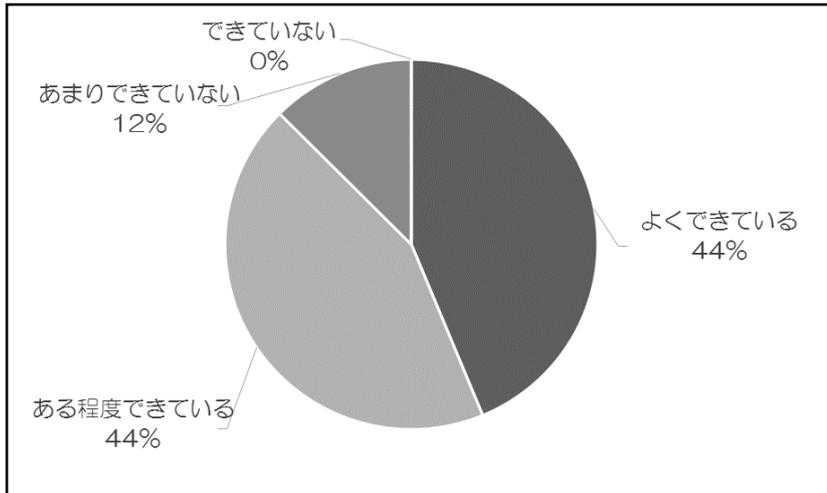
100%

エ 調査の結果

アンケート調査では、以下の項目に関する調査を行いました。

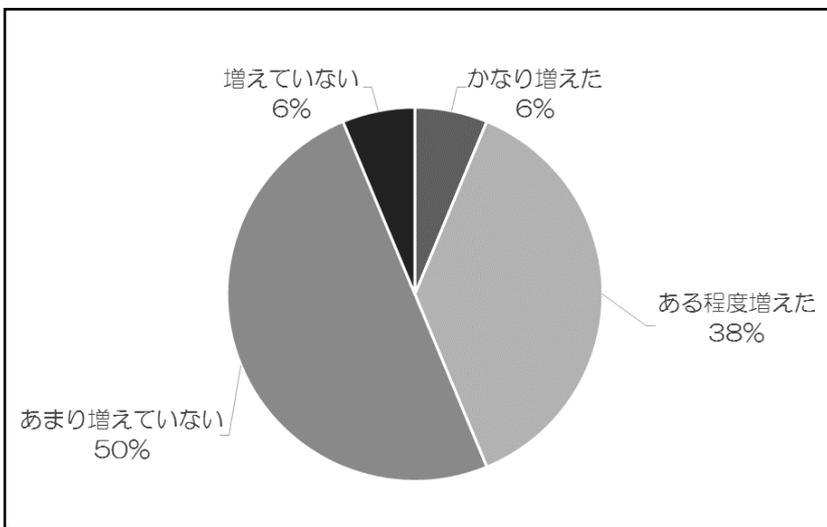
- (ア) 組織・運営に関すること
- (イ) 活動（事業）に関すること
- (ウ) 財務に関すること
- (エ) 広報に関すること
- (オ) 事務局に関すること

a. 町内会との連携について



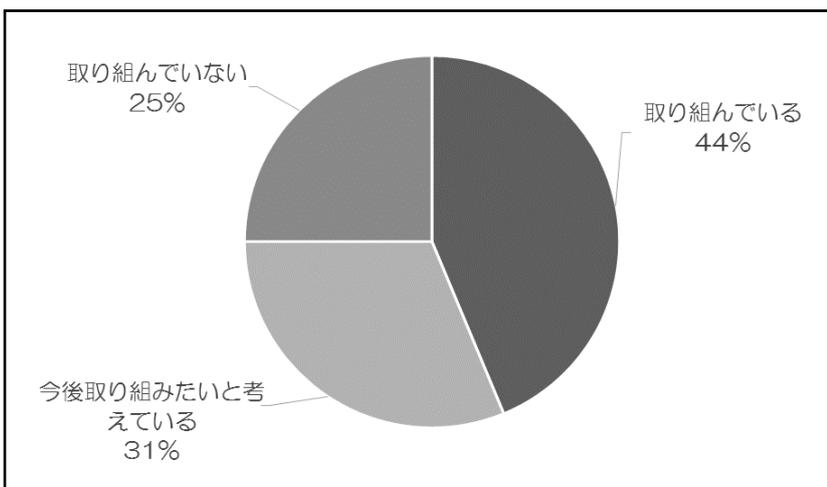
ほとんどの地区自治協議会が「できている」と回答しています。
地区自治協議会の役割の一つとして、町内会が抱える課題解決に向けた協議・検討の場となることが期待されています。

b. 若年層(50歳未満)の運営への参画について



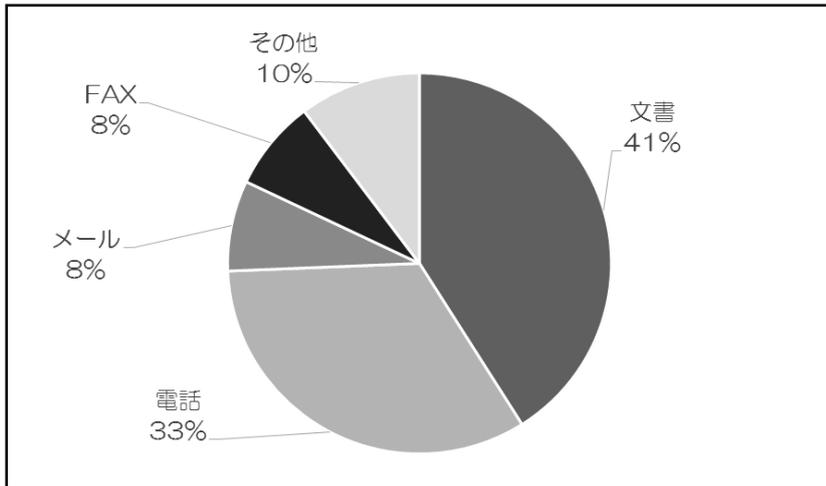
「増えた」との回答は4割程度ですが、若年層の参画に向けた様々な取組みが行われています。
【主な取組み例】
・若年層による新規事業に予算を優先的に配慮した
・各部会に若い世代の構成員が加わった
・地区運動会の役割を若年層に任せた

c. 次世代の人材育成について



約7割の地区で、次世代の人材育成に向けた取組みや検討が行われています。
【主な取組み例】
・リーダー研修の実施
・まちづくり研修に若い世代の積極的な参加を促し、他都市等との意見交換の中で意識の醸成を図る
・若い世代が参加できるイベント
・役員への登用

d. 役員間の情報伝達方法について

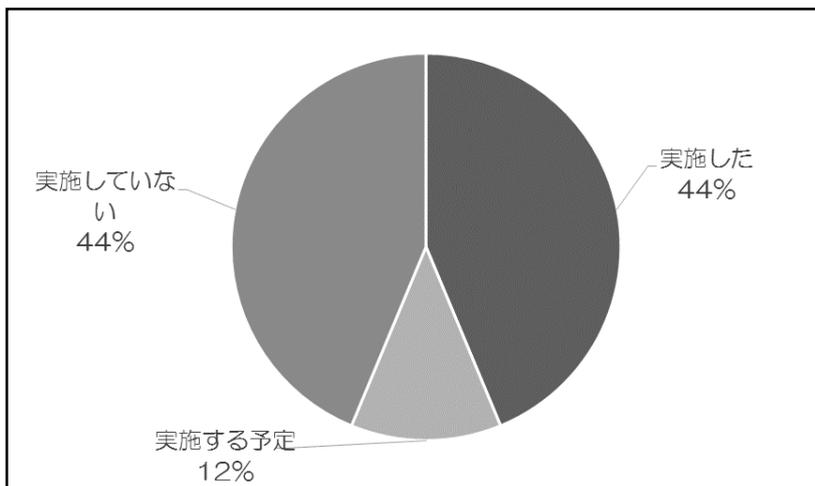


ほとんどが文書や電話による情報伝達方法となっています。

一方、一部の地区自治協議会では、メールなど電子媒体の活用に積極的に取り組まれています。

専用のホームページやSNSなどインターネットを積極的に活用することで、事務局業務の簡素化や若い世代の参加・参画を促す効果も期待されます。

e. 地域課題の解決に向けた事業の実施について



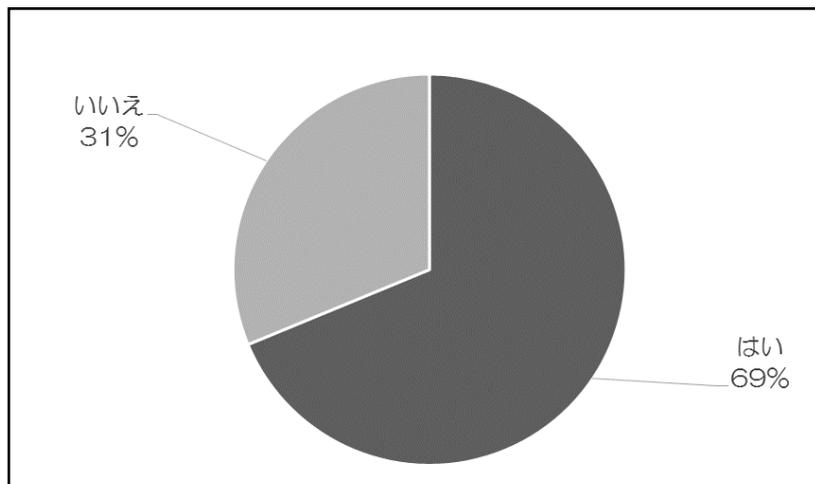
約半数の地区自治協議会で、地域課題の解決に向けた取組みが実施されています。

特に、防災に関する取組みが多くなっています。

【主な取組み例】

- ・ 防災訓練
- ・ 災害時の緊急連絡体制の確立
- ・ コミュニティスクールの設立
- ・ 地区ウォーキングマップの作成
- ・ 地域包括支援センター共同サロン

f. 自主財源の確保について

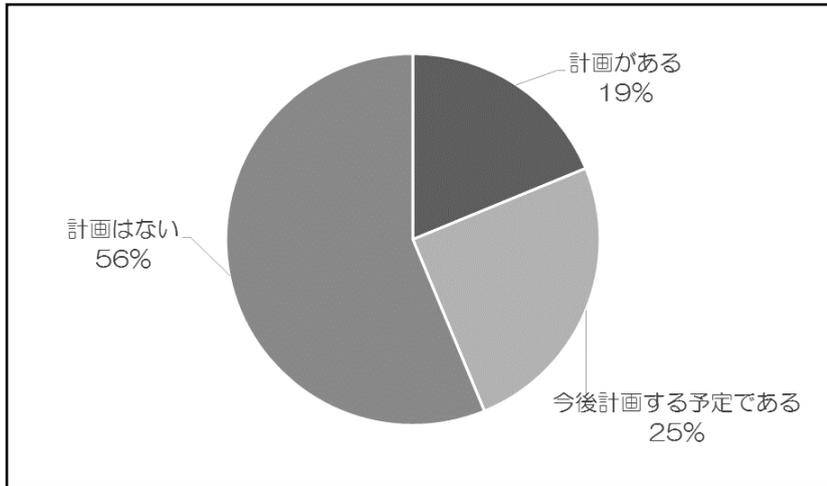


約7割の地区自治協議会では、自主財源の確保に取り組んでいます。

【主な取組み例】

- ・ 町内会各世帯からの会費
- ・ バザーや文化祭の一部売上
- ・ 連合町内会からの繰り入れ
- ・ 寄付金

g. 自主財源の確保のための将来的な計画について

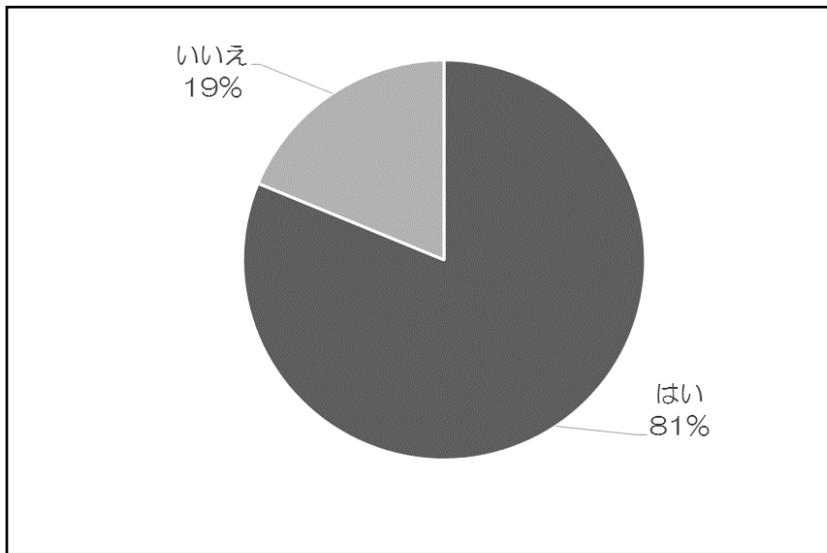


約4割の地区自治協議会では、新たな方法で自主財源の確保を検討されています。

【主な取組み例】

- ・企業からの支援
- ・行事プログラムへの広告掲載
- ・連合町内会を自治協議会に統合し、財源を一本化

h. 広報活動(広報紙以外の取組み)について



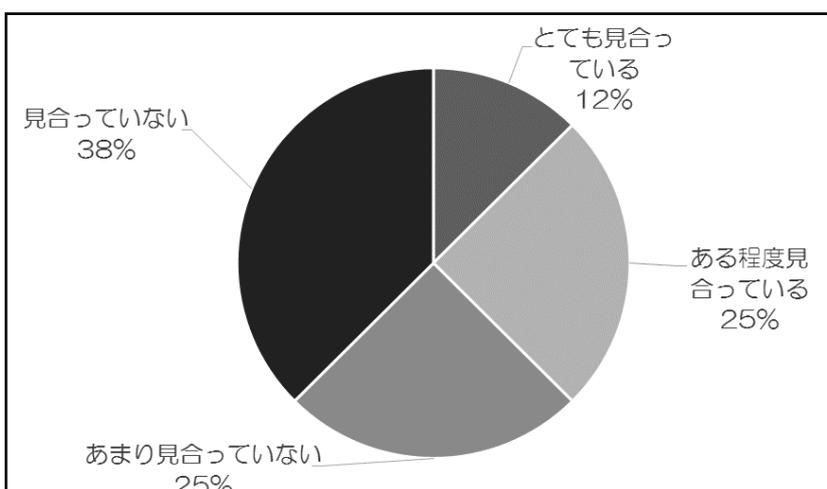
多くの地区自治協議会では、広報紙以外の広報活動にも積極的に取り組んでいます。

【主な取組み例】

- ・自治協ホームページ、フェイスブックの活用
- ・行事等でのPR物品の配布
- ・各種事業のチラシ作成
- ・地区公民館だよりへの掲載

今後の取組みでは、ブログ、YouTube、ツイッターの活用、部会だよりの発行といった回答もありました。

i. 事務局職員の人件費について



過半数の地区自治協議会から、人件費が不足しているとの声がありました。

既存の地域団体との再編・合流による事務量の増加や、積極的な事業展開などによる事務局の業務量増が見て取れます。

また、本調査とは別に実施した調査結果からも、当初市が想定していた以上の業務量が発生していることが窺えます。

j. 課題に対するその他の意見等

課題項目	主な意見等
既存団体との再編・合流	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉推進協議会や青少年健全育成会との合流を行政のスケジュールに基づき計画しているが、具体的な進め方がわからない。 ・それぞれの補助金の考え方について、市内部や関係機関との調整が必要である。 ・合流団体の事務量が多く、現在の事務局体制では執務日数が増大するため困難である。
人材育成	<ul style="list-style-type: none"> ・次世代の役員が育っておらず、組織の継続という点で不安がある。 ・現在の役員が引退したのち、地域を担う人材が確実に不足することが考えられる。 ・現役世代（若年層）が地域活動に参加できる社会環境ではないことと、自治活動（地区自治協議会及び町内会）に参加するという意識が低い。 ・事務局長は、行政経験者が適正であると考えられるが、引き受けてもらえない。 ・部会役員には1年間行事を勉強してもらい、その結果報告をもとに次年度の改革の教材にする。 ・役員は年配者が担当し、現役世代は事業に参加しながら学ぶ関係を構築することにより、世代間をリレー方式で繋ぎ活動の継続を図る。
事業	<ul style="list-style-type: none"> ・若年層の参加者が少ないうえ毎回同じ人が多く、活動に広がりが見られない。 ・参加者が少ないため特定の個人に負担が集中し、そのことが不参加に拍車をかけている。
補助金	<ul style="list-style-type: none"> ・補助金が使いつらく、活動の制約を受け慎重にならざるをえない。 ・今後、補助金の額が継続されるかという懸念がある。 ・補助金関係書類の複雑さ、補助対象の不明確さが業務の負担になっている。 ・専任の事務局長を置くためには、補助金の増額が必要。 ・生涯学習推進会和合流したことで事務量が増大したため、事務局人件費が不足している。 ・補助金から交付金制度に変更をお願いしたい。
財源	<ul style="list-style-type: none"> ・まず経費削減に努める。備品、消耗品は各部会が重複して購入しないように情報共有する。
広報	<ul style="list-style-type: none"> ・行政による広報が不足している。 ・自治協議会間のネットワークがない。 ・行政側の情報メディアの設定が遅れている。 ・行政と市民の対話が不足している。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・専任の事務局長と事務局員の2名体制で行うには、事務局のスペースが狭隘である。 ・行政職員の配置、事業費、人件費に対する考え方が他都市の例と大幅に違う。

第3章 前計画（佐世保市地域コミュニティ推進計画）の取組み状況

平成26年度に策定した「佐世保市地域コミュニティ推進計画」では、「地区自治協議会の設立」「町内会の活性化」「町内会と地区自治協議会との連携」「庁内体制の確立」を施策の柱として掲げ、各種の取組みを推進してきました。この章では、前計画を振り返り、主な取組み状況の成果と今後の方向性をまとめています。

1 地区自治協議会の設立

(1) 地区自治協議会の設立

ア 主な取組み結果

平成24年度から26年度までの3ヶ年のモデル事業の取組みを踏まえ、平成27年度から市内全域を対象に地区自治協議会の設立支援を行い、平成29年度末までに、市内27全地区で地区自治協議会が設立されました。

年度別の地区自治協議会設立状況 ※各年度、設立日順

日時	設立数	設立地区
平成25年度	4地区	吉井、宮、山澄、大野（モデル地区）
平成27年度	2地区	針尾、小佐々（先行実施地区）
平成28年度	10地区	南、鹿町、柚木、江迎、三川内、九十九、中部、西、世知原、日宇
平成29年度	11地区	清水、崎辺、宇久、江上、愛宕、黒島、広田、相浦、中里皆瀬、早岐、北

2 パートナーとしての行政支援

(1) サポート職員の配置

ア 主な取組み結果

地区自治協議会の設立に当たり、コーディネーター職員を配置し、設立に向けた各種協議や説明会の開催、関係する各種資料の作成などの事務局支援を行いました。

イ 今後の方向性

地区自治協議会設立後の人的支援のあり方について、今後検討していく必要があります。

(2) 人材育成

ア 主な取組み結果

地区自治協議会の事務局体制として、事務局長と事務局員の2名は、地域住民からの選任を想定していましたが、事務局長を選任できていない地区がありました。地域から選任されるまでの間は、地区公民館長が事務局長を兼務しました。

イ 今後の方向性

(ア) 地区自治協議会の主体的な運営を目指すため、地域からの事務局長の選任を促進する必要があります。

(イ) 地区自治協議会の運営に携わる事務局職員や地域リーダーである役員等の人材育成が必要です。

(3) 財政的支援

ア 主な取り組み結果

地区自治協議会の設立準備、設立後の事務局運営及び活動を支援するため、「地域コミュニティ推進事業補助金」「地域の絆づくり支援事業補助金」などの支援制度を創設しました。

イ 今後の方向性

地域にとってより活用しやすい補助金制度となるよう適宜見直しを図る必要があります。

(4) 活動支援・広報周知

ア 主な取り組み結果

地区自治協議会の設立手順や組織運営の方法などを記した「地区自治協議会設立及び活動の手引き」の作成や、補助金の申請方法や活用方法を記した「申請ガイド」を作成しました。

また、地区自治協議会の設立状況や活動状況を市ホームページに掲載するなど広報周知に努めるとともに、地区自治協議会相互の情報交換を行うため、地区自治協議会連絡会議を開催しました。

イ 今後の方向性

行政からの広報啓発に加え、地区自治協議会からの積極的な情報発信も必要と考えます。

(5) 拠点施設整備

ア 主な取り組み結果

地区自治協議会の事務局として活動できるよう、拠点である地区公民館において必要な整備を行いました。

イ 今後の方向性

地域コミュニティの活動拠点として、地区公民館の「コミュニティセンター（仮称）」化に向けた検討を進める必要があります。

3 地域団体との再編・合流**(1) 地区自治協議会と既存団体の再編・合流**

ア 主な取り組み結果

地区自治協議会と同じ地区公民館を活動拠点とする「生涯学習推進会」との合流を促進しました。また、その他の再編・合流の対象団体である「青少年健全育成会」「福祉推進協議会」については、活動区域の相違等様々な課題を洗い出し、情報共有を図りながら関係団体等の協議を行いました。

イ 今後の方向性

地区自治協議会の組織の充実を図るため、生涯学習推進会、青少年健全育成会、福祉推進協議会など既存団体との再編・合流を促進する必要があります。

4 町内会の活性化**(1) 町内会活性化ガイドラインの提案**

ア 主な取り組み結果

町内会活性化のガイドラインとなる次の手引書を策定し、各町内会へ提案しました。

① 町内会活動の手引き

町内会の設立から運営などの基本項目に加え、各種補助金制度など行政との関わりについてまとめたもの。

② 町内会活性化の手引き

町内会が今後も円滑にかつ継続的に運営していくための仕組みづくりや町内会の再編等についてまとめたもの。

イ 今後の方向性

各町内会が主体的に行う取組みを支援していく必要があります。

(2) 町内会の再編

ア 主な取組み結果

平成27年に「佐世保市町内会再編支援補助金」制度を創設しましたが、申請及び交付実績はありませんでした。

イ 今後の方向性

再編支援は、今後も必要であると考えます。再編を希望する町内会と行政が一緒になって考えていく体制を構築する必要があります。

(3) 情報発信の推進

ア 主な取組み結果

市のホームページや広報紙、ケーブルテレビ等を活用し、町内会の運営及び活動内容、先進的な取組み事例の紹介、町内会の大切さなどについて情報発信を行いました。

イ 今後の方向性

引き続き市ホームページや市広報紙による積極的な情報発信を行うとともに、地域と行政がお互いの情報を共有する機会や手段、また、若い世代への情報発信方策などについて、検討し、取り組んでいく必要があります。

5 町内会に対する活動支援**(1) 町内会の加入促進**

ア 主な取組み結果

市役所や支所窓口における市内転入及び転居者への案内、官公署や企業等の職員・従業員の加入促進に対する協力依頼などを行いました。

平成28年11月に不動産関係団体等と「佐世保市における町内会等の加入促進に関する協定」を締結し、不動産事業者とも連携した町内会加入促進対策に取り組みました。

また、町内会への加入や活動への参加を呼び掛けるため、町内会をテーマとする標語を募集し、入賞作品（最優秀賞「加入して みんなと絆 増す笑顔」）を選考するとともに、標語を活用した加入促進ポスターやリーフレットを制作し、関係団体等へ配布しました。

イ 今後の方向性

(ア) 町内会をはじめ、住宅関連事業者や事業者等とも連携した取組みが必要です。

(イ) 若い世代やマンション入居者などターゲットを絞った加入促進方策について、検討していく必要があります。

(2) 各種補助金等の財政支援の継続**ア 主な取り組み結果**

町内会の活動拠点である集会所等の整備やまちづくりを促進する事業経費など、町内会が行う各種活動に対し、補助金や助成金の交付を行いました。特に、集会所に係る補助については、平成29年度に補助上限額の引き上げや、補助対象項目の追加などの見直しを図りました。

また、平成27年度に、町内会活動等の市民活動に安心して取り組んでもらうため、万が一の事故に遭われた場合のケガや損害賠償などを補償する「佐世保市市民活動保険」制度を創設しました。

イ 今後の方向性

町内会活動が円滑かつ継続的に行えるように、適宜見直しを図りながら必要な支援を行っていく必要があります。

(3) 出前講座、講演会の開催**ア 主な取り組み結果**

出前講座、講演会及び市内各地域での説明会を通じて、地域コミュニティ推進事業への理解促進や意識啓発に努めました。

イ 今後の方向性

「佐世保市地域コミュニティ活性化推進条例」を中心とした地域コミュニティへの理解促進を図るため、地域と行政がお互いの情報交換を行う機会や手段を拡充していく必要があります。

6 庁内体制の確立**(1) 行政窓口の一元化****ア 主な取り組み結果**

町内会関係者の負担軽減を図るため、平成26年度から旧市民生活課（平成28年度にコミュニティ・協働推進課へ課名変更）において、町内会に対する補助金関係書類の一括送付及び受付窓口の設置を行いました。

イ 今後の方向性

町内会役員の負担軽減につながる事務手続きの手法や仕組みについて、引き続き研究・検討していく必要があります。

(2) 町内会に対する依頼事務の見直し**ア 主な取り組み結果**

町内会には、市以外の団体から市を通じて依頼しているものを含めると、70種類もの依頼が行われていることが平成28年度に実施した調査で明らかになりました。

一方、配付文書の様式を統一（A4版化）するとともに、平成26年度からは、町内会で行われていた班回覧仕訳作業が省略できるよう、あらかじめ班ごとに文書をまとめて送付するよう改善を図りました。

イ 今後の方向性

会議やイベント等への参加依頼などは、町内会への依頼が本当に必要なかどうか、精査するとともに見直しを図る必要があります。

(3) 町内会関係の補助金等の包括化

ア 主な取り組み結果

町内会に交付されている様々な補助金等の調査を行い、包括化の実現可能性について検討を行いました。

イ 今後の方向性

現状の補助金を従来制度のまま包括化しても、町内会の負担軽減や用途の自由度の大幅な向上にはつながらず、また、町内会以外にも交付団体があり市担当課の業務はそのまま残ることなどの課題を解決し、町内会の負担軽減や使いやすさにつなげる制度とするため、引き続き検討を深める必要があります。

(4) 地区自治協議会と既存団体の補助金等の包括化

ア 主な取り組み結果

平成28年度に、「佐世保市地域コミュニティ推進事業補助金」と「佐世保市生涯学習推進事業補助金」を統合して交付できるように、補助金交付要綱を改正しました。

イ 今後の方向性

(ア) 補助金の包括化により、事務の簡素化にはつながりましたが、「使い勝手が悪くなった」との声も聞かれます。今後とも、地域からのご意見を踏まえ、補助対象範囲の拡大も含めて制度の見直しを図っていく必要があります。

(イ) 地区自治協議会と既存の地域団体との再編・合流の取り組みと一体的に検討するとともに、地域の裁量によって用途を主体的に決定できる一括交付金化に向けて検討を深めていく必要があります。

(5) 専門部署の設置

ア 主な取り組み結果

機構改革により、地域コミュニティに関する専門部署として、平成28年4月に市民生活部「市民生活課」を再編し、「コミュニティ・協働推進課」を設置しました。

(6) 市職員の意識改革

ア 主な取り組み結果

階層別及び新入職員研修の実施や、庁内イントラネット（インターネットの技術を利用した組織内の情報通信網）を活用した地域コミュニティに関する情報提供などを通じて、市職員の意識啓発に努めました。また、町内会加入状況調査を行い、町内会未加入者に対して加入を促しました。

イ 今後の方向性

佐世保市地域コミュニティ活性化推進条例の中で、「市職員の町内会への加入及び活動への積極的な参加・参画の促進」を規定したことから、継続的に市職員の町内会活動への参加・参画を促進していく必要があります。

7 将来計画の検討

(1) 地区自治協議会連絡協議会の設置

ア 主な取り組み結果

地区自治協議会間の情報交換等の場として、地区自治協議会連絡会議を開催しました。

イ 今後の方向性

市内全域での地区自治協議会の設立に伴い、地区自治協議会間の地域づくりに関する情報共有や意見交換、共通課題に対する検討・協議などの場として、地区自治協議会の代表者からなる「地区自治協議会連絡協議会（仮称）」の設置が求められています。

(2) コミュニティセンター（仮称）構想の検討

ア 主な取り組み結果

コミュニティセンター（仮称）のあり方などを検討するため、関係部局との協議に着手しました。

イ 今後の方向性

現在、地区自治協議会の拠点施設となっている地区公民館と、新たなコミュニティセンター（仮称）との役割や機能の違い、運営方法など具体的な課題整理を行い、「コミュニティセンター（仮称）化」の実現に向けた検討が必要です。

(3) 地域担当者制度の検討

ア 主な取り組み結果

他都市の事例等の情報収集を行いました。

イ 今後の方向性

地域住民と市職員等と一緒に地域課題解決や地域づくりについて考えていく「地域担当者制度」については、他の地域コミュニティ施策との整合を図りながら検討していく必要があります。

(4) 法的根拠の整備の検討

ア 主な取り組み結果

将来にわたって地域コミュニティを維持するよう、町内会への加入や参加・参画の促進、新たな地域コミュニティ組織となる地区自治協議会の設置根拠を定めるため、「佐世保市地域コミュニティ活性化推進条例」を制定しました。

イ 今後の方向性

本条例の趣旨を正しく伝えるとともに、共通認識として市民に広がるように、市民、町内会や地区自治協議会、事業者等に対して、わかりやすく説明をしていく必要があります。

前計画における主な取組み結果一覧

施策	中項目	小項目	主な取組み結果
地区自治協議会の設立	1 地区自治協議会の設立	(1)地区自治協議会の設立	市内全 27 地区に、地区自治協議会が設立
	2 パートナーとしての行政支援	(1)サポート職員の配置	コーディネーター職員による設立準備から設立、運営までの支援
		(2)人材育成	地域から事務局長が選任されるまでの間、地区公民館長が事務局長を兼務
		(3)財政的支援	「地域コミュニティ推進事業補助金」、「地域の絆づくり支援事業補助金」制度を創設
		(4)活動支援・広報周知	「地区自治協議会設立及び活動の手引き」「補助金申請ガイド」を作成、各種媒体での広報
		(5)拠点施設整備	地区公民館内に事務局スペースを確保
3 地域団体との再編・合流	(1)地区自治協議会と既存団体の再編・合流	生涯学習推進会との合流を促進、その他団体との合流に向けた協議を実施	
町内会の活性化	4 町内会の活性化	(1)町内会活性化ガイドラインの提案	ガイドラインを策定し、各町内会へ提案
		(2)町内会の再編	「町内会再編支援補助金」制度を創設
		(3)情報発信の推進	市のホームページや広報紙、ケーブルテレビ等の活用
	5 町内会に対する活動支援	(1)町内会の加入促進	従来への取組みに加え、不動産協会等との協定の締結、町内会標語の募集などを実施
		(2)各種補助金等の財政支援の継続	従来への財政支援を継続、新たに市民活動保険の創設や施設整備補助金の見直しを実施
		(3)出前講座、講演会の開催	講座、講演会に加え、地域での説明会を随時開催
庁内体制の確立	6 庁内体制の確立	(1)行政窓口の一元化	申請書類の一括送付や受付を実施
		(2)町内会に対する依頼事務の見直し	依頼事務状況調査や、配付文書の送付方法の見直しを実施
		(3)町内会関係の補助金等の包括化	補助金等の調査及び包括化の実現可能性について検討
		(4)地区自治協議会と既存団体の補助金等の包括化	生涯学習推進事業補助金と統合し、要綱を改正
		(5)専門部署の設置	市民生活課を再編し、コミュニティ・協働推進課へ機構改革
		(6)市職員の意識改革	階層別研修、新入職員研修及び町内会加入状況調査を実施し、職員の意識啓発を推進
	7 将来計画の検討	(1)地区自治協議会連絡協議会の設置	地区自治協議会間の情報交換の場として地区自治協議会連絡会議を開催
		(2)コミュニティセンター構想の検討	関係部局との協議に着手
		(3)地域担当者制度の検討	他都市の事例等の情報収集
		(4)法的根拠の整備の検討	「佐世保市地域コミュニティ活性化推進条例」を制定

第4章 計画の基本的方向性

1 地域コミュニティの将来像

市内の各地域では、市民一人ひとりが積極的に地域に関わり、お互いに支え合いながら力を合わせ、「自分たちの手によるまちづくり」が進んでいます。

市民や町内会、市民活動団体、企業、学校そして行政など様々な主体が協働し、地域課題の解決や地域の活性化に向けた取組みを進め、誰もが安心して暮らせる地域社会を目指していきます。

2 本計画で目指す姿

(1) 町内会への加入意識の広まり

助け合い、支え合う「お互いさまの精神」に基づく地域のつながりが重要であることが再認識され、町内会の大切さを理解する人が増えつつあります。

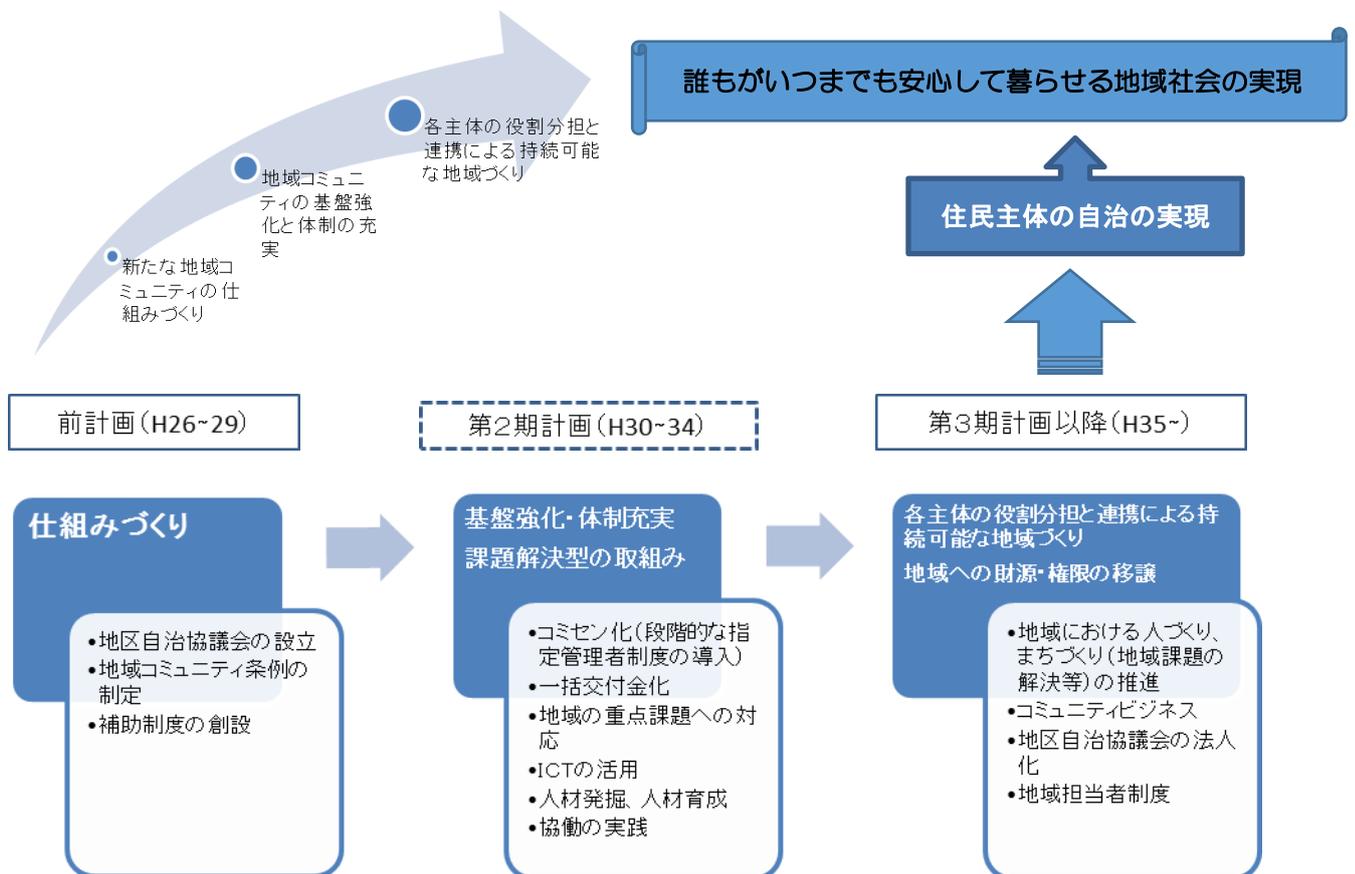
(2) 市民等への地区自治協議会の浸透

各地域において、地区自治協議会が住民に認知され、地区自治協議会の運営や活動への参加、参画が進んでいます。

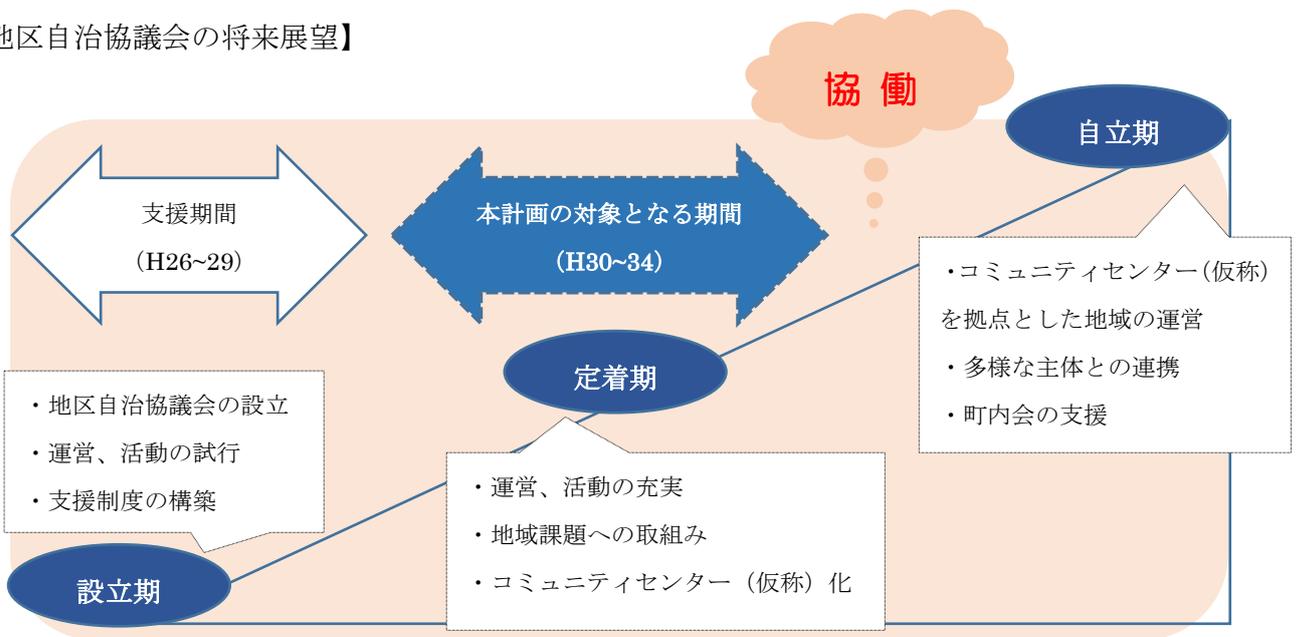
(3) 住民主体の自治に向けた意識の芽生え

町内会や地区自治協議会の活動を通じて、「自分たちの手によるまちづくり」の意識が芽生えはじめています。

【地域コミュニティの将来像】



【地区自治協議会の将来展望】



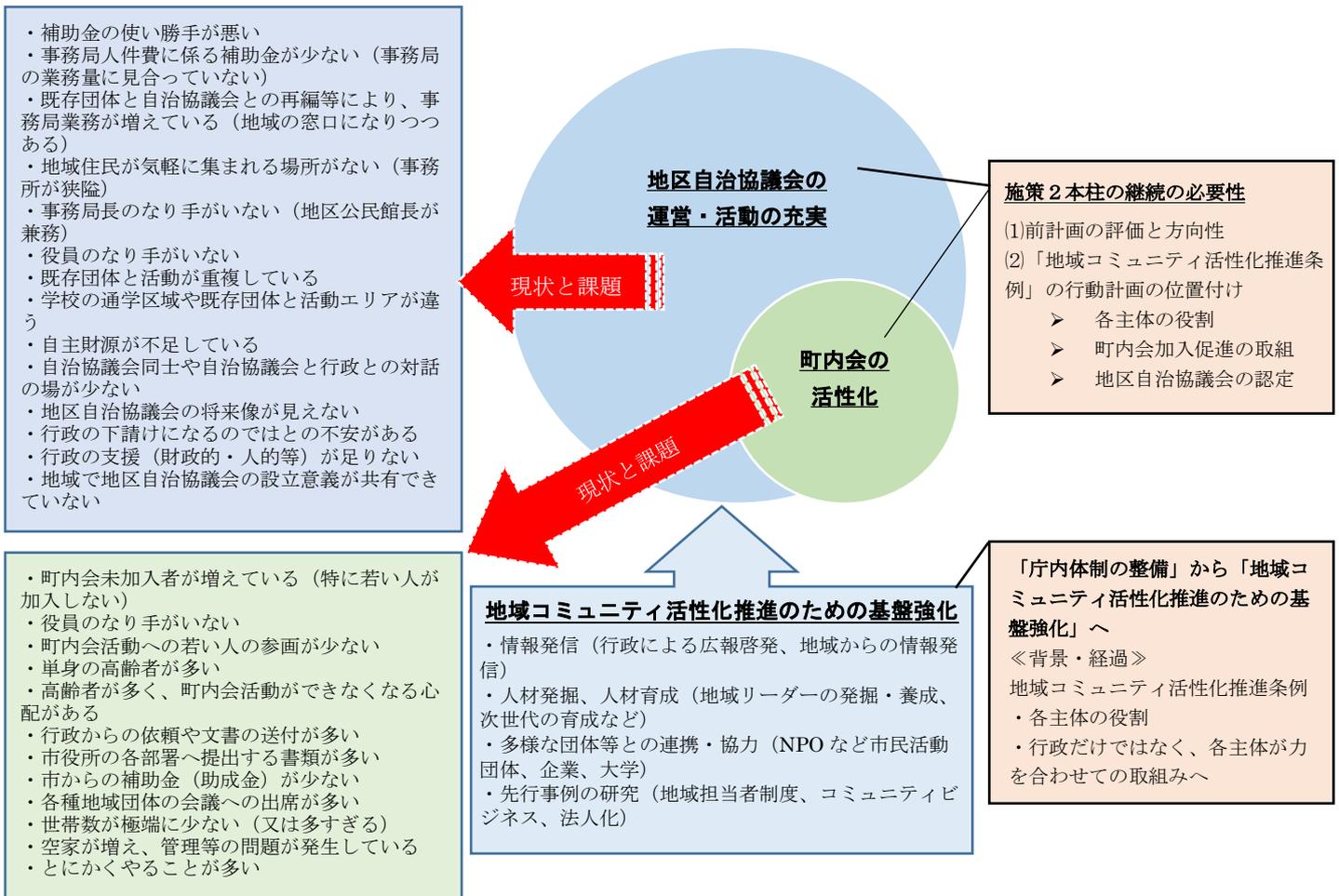
3 施策体系

本計画の施策体系を次のとおり整理します。

施策の柱	施策の方向性	
1 町内会の活性化	(1) 町内会の継続的な運営・活動	
	(ア) 町内会活動に対する行政支援 (イ) 町内会の負担軽減の推進 (ウ) 行政による相談・助言や情報提供 (エ) 町内会における情報発信・情報管理 (オ) 町内会と多様な主体との連携・協力の促進	
	(2) 町内会加入促進の取組み	
	(ア) 行政による加入促進 (イ) 町内会と連携した加入促進 (ウ) 事業者と連携した加入促進 (エ) 住宅関連事業者と連携した加入促進 (オ) 集合住宅における町内会加入促進に向けた研究・検討 (カ) 市職員の加入及び活動参加等の促進	
	(3) 持続可能な町内会の仕組みづくり	
	(ア) 町内会活性化ガイドラインの推進 (イ) 町内会再編に向けた支援 (ウ) 再編町内会における町内集会所等施設整備に対する優遇措置の導入に向けた検討	
	2 地区自治協議会の運営・活動の充実	(1) 組織の環境整備
		(ア) 地区自治協議会の認定 (イ) 既存の地域団体との再編・合流の推進
		(2) 運営体制の充実
(ア) 事務局長の地域選任の促進 (イ) 事務局支援のあり方に関する検討 (ウ) 事務局職員のスキルアップ支援 (エ) 専用ホームページ等インターネットを活用した情報発信		
(3) 地域課題の解決に向けた活動の充実		
(ア) 地域課題の解決に向けた取組み (イ) 補助金制度の見直し (ウ) 補助金の一括交付金化 (エ) 自主財源の確保		

	(オ) 地区自治協議会連絡協議会（仮称）の設置 (カ) 地区自治協議会と多様な主体との連携・協力の推進
	(4) 拠点施設の機能充実
	(ア) 地区公民館からコミュニティセンター（仮称）への移行 (イ) 指定管理者制度の導入 (ウ) 拠点施設等の整備
	(5) 町内会との連携
	(ア) 地区自治協議会での町内会の課題共有 (イ) 地区自治協議会と町内会との役割分担 (ウ) 地区自治協議会と町内会との人材交流
3 地域コミュニティの活性化を推進していくための基盤強化	(1) 広報啓発
	(ア) 行政による広報 (イ) 地域コミュニティポータルサイトの作成 (ウ) 地域コミュニティに関する意識啓発 (エ) 地域コミュニティ顕彰制度の検討
	(2) 人材発掘・人材育成
	(ア) 多世代交流の場の創出 (イ) 人材育成機会の提供 (ウ) 次世代を担う子どもたちの育成 (エ) 市職員の意識改革
	(3) 新たな取組みに向けた研究・検討
	(ア) 先駆的な取組みに関する研究・検討

《参考》 本計画策定における課題の整理



第5章 計画の推進内容と具体的な取組み

1 町内会の活性化

町内会は、最も基礎的な地域コミュニティ組織であり、住民の皆さんが「お互いさまの精神」で支えてきた身近な集まりです。地域住民の親睦や防災・防犯など住んでいる地域で安全・安心な生活を送るために、日常生活に必要な情報交換や安全確保を行うとともに、自主的、自発的に共同作業を行うなど、連帯感を深めながらみんなで協力し、様々な課題解決に向けた取組みを行っています。

しかしながら、社会環境の変化に伴い市民のライフスタイルや価値観が多様化しており、地域活動に参加しない人や地域と関わりを持とうとしない人が増え、住民同士の連帯感や人と人とのつながりは希薄化してきています。

そのような今こそ、市民、町内会、事業者及び市など関係する全ての主体が力を合わせて「自分たちの手によるまちづくり」を進めていく必要があります。

【成果目標】

成果指標名	現況（平成29年度）	目標値（平成34年度）
① 活動が活発な町内会	55.7%	70.0%
町内会代表者が、自らの町内会の活動は「活発」又は「比較的活発」であると回答した割合（町内会に関するアンケート調査）		
町内会の主体的な取組み状況を推し測るもので、「どちらとも言えない」と回答した約3割の町内会の活性化につなげていくことを目標とします。		
② 町内会加入率	83.9%	84.0%
市民の町内会への加入率		
年々低下し続ける加入率を5年間維持することを目標とします。		

(1) 町内会の継続的な運営・活動

ア 概要（現状と課題）

多くの町内会では、住民同士の親睦や安全・安心を守る様々な活動が活発に行われています。

一方で、役員や会員の高齢化、活動の担い手や後継者不足、町内会未加入者の増加等の課題が顕在化しており、まちづくり活動の継続性に対して不安を抱く町内会も増えつつあります。

今後とも、快適で暮らしやすい地域をつくるためには、地域の自治を支える町内会が元気で、そのまちづくり活動を持続できる環境を維持していくことが必要です。

イ 施策の方向性

(ア) 町内会活動に対する行政支援

集会所等施設整備、敬老行事、環境美化など町内会活動に対する各種補助制度や、市民活動保険や町内会の法人化など町内会活動を支援する各種制度を継続していくとともに、町内会自らが地域課題の解決に向けて行う取組みに対する支援制度の検討など、

今後も元気なまちづくりを行う町内会を支援します。また、各種補助金制度における行政との関わりや法的根拠などについて分かりやすい説明に努めます。

(イ) 町内会の負担軽減の推進

町内会に対する依頼事務の見直しや補助金関係の申請書類や手続きの簡素化などについて検討し、町内会の負担軽減に努めます。

また、町内会未加入世帯への行政からの情報伝達方策について、検討します。

(ウ) 行政による相談・助言や情報提供

町内会の設立方法や加入促進等、町内会が抱える様々な課題について、地域の皆さんと一緒にその解決方策を考えていきます。また、各地域で取り組まれている魅力的な活動や取組みについて、町内会相互の情報共有を図ります。

(エ) 町内会における情報発信・情報管理

より多くの住民に町内会の運営や活動を知ってもらうため、従来の方法に加え、専用のホームページの作成などインターネットを活用した情報発信の支援を検討します。また、町内会の区域を的確に把握するための地図データの提供等について研究・検討を行います。

(オ) 町内会と多様な主体との連携・協力の促進

NPO など目的型市民活動団体が行う活動、企業の地域活動への参加、さらには大学等高等教育機関の研究等と町内会活動をマッチングすることで、相乗効果をもたらすような仕組みについて検討し、推進します。

ウ 各主体の主な役割

- (ア) 市は、安全・安心なまちづくりのための町内会活動に対して必要な支援を行うとともに、町内会の運営に関する相談、必要な助言を行います。
- (イ) 市民等は、町内会が地域で安全・安心な生活を送るために重要な役割を担っていることを認識し、町内会活動へ主体的に参加・参画するものとします。
- (ウ) 町内会は、誰もが参加しやすい開かれた組織を目指すとともに、主体的な活動や、積極的な情報発信を行い、安全・安心なまちづくりを進めます。
- (エ) 事業者は、所在する地域の住民自治組織の活動への参加及び協力を努めるものとします。

エ 具体的な取組み及び年次計画

具体的な取組み	実施主体	区分	計画年度				
			30	31	32	33	34
①町内会活動に対する各種補助金等による支援	市	継続	→	→	→	→	→
②地域課題解決に向けた町内会活動支援制度の検討	町内会、市	新規	検討	→	→	一部実施	→
③町内会への依頼事務等の見直し	市	継続	検討	一部実施	→	→	→
④各種補助金申請等に関する行政窓口の一元化及び簡素化の推進	市	継続	→	→	→	→	→
⑤町内会未加入世帯への情報伝達方策の検討	市	新規	検討	→	実施	→	→

具体的な取組み	実施主体	区分	計画年度				
			30	31	32	33	34
⑥町内会に関する研修会・情報交換会等の実施	町内会、市	継続	→	→	→	→	→
⑦町内会専用ホームページ等による情報発信の支援	町内会、市	新規	検討	→	一部実施	→	→
⑧町内会とNPOなど目的型市民活動団体、企業、大学等とのマッチング支援の検討	町内会、各種団体、市	新規	検討	→	→	一部実施	→

(2) 町内会加入促進の取組み

ア 概要（現状と課題）

近年、個人の価値観や居住形態の多様化等により、町内会への未加入者が増えつつあります。佐世保市における町内会の加入率は平成29年度現在約84%で、5年前と比べ2ポイント低下しており、このままの状況で推移すれば、緩やかな減少傾向が続いていくものと予測されます。

地域住民の安全・安心な生活を支えてきた町内会の活動を維持していくために、「佐世保市地域コミュニティ活性化推進条例」に基づき、市民、住民自治組織（町内会や地区自治協議会）、事業者及び住宅関連事業者に主体的な役割と協力を求めながら、市民の町内会への加入や活動への参加・参画を促進していく必要があります。

イ 施策の方向性

(ア) 行政による加入促進

市役所や支所等の窓口で本市に転入及び市内で転居される市民に対して、町内会加入促進チラシや加入案内連絡票等を配布し、町内会の周知と加入促進を行うとともに、各種広報媒体やイベント等を活用した取組みを推進します。

(イ) 町内会と連携した加入促進

町内会における加入促進の取組みに対して、加入促進のチラシや手引等の提供を行うとともに、加入促進に関する情報交換等を行うなど連携した取組みを推進します。

(ウ) 事業者と連携した加入促進

事業者の協力を得ながら、事務所又は事業所の従業員の町内会への加入を促進するとともに、活動への参加・参画に対する理解と協力を求めています。

(エ) 住宅関連事業者と連携した加入促進

住宅関連事業者と連携し、住宅の居住者又は居住を予定される方々に対して、町内会の案内や加入の促進を行います。

(オ) 集合住宅における町内会加入促進に向けた研究・検討

マンション、アパートなど集合住宅における町内会への加入促進に向けて研究、検討を行います。

(カ) 市職員の加入及び活動参加等の促進

全職員を対象に、居住地域での町内会活動等への積極的な参加や参画を促していきます。

ウ 各主体の主な役割

- (ア) 市は、市民に対して町内会の必要性や重要性に関する広報・周知を図るとともに、町内会への加入を促進します。
- (イ) 市民は、住んでいる地域で安全・安心な生活を送るために、「お互いさまの精神」で支えてきた町内会に加入し、その活動へ参加、参画するものとします。
- (ウ) 町内会は、市民の町内会への加入や活動への参加・参画を促進します。
- (エ) 事業者は、従業員の町内会への加入を促進するとともに、活動に参加・参画に配慮するものとします。
- (オ) 住宅関連事業者は、住宅入居者等に対して町内会への加入促進を図るとともに、住宅入居者等と居住する地域との良好な関係構築を支援します。
- (カ) 住宅関連事業者は、町内会活動への参加・参画の促進に関する市の施策に協力します。
- (キ) 市は、市職員の町内会への加入及び活動への参加・参画を促します。

エ 具体的な取組み及び年次計画

具体的な取組み	実施主体	区分	計画年度				
			30	31	32	33	34
①転入者等への加入案内・加入促進	市、町内会 住宅事業者	継続	→	→	→	→	→
②加入促進月間の設定、イベント等での加入促進	市、町内会 事業者	新規	一部 実施	→	→	→	→
③加入促進事例やノウハウ等の情報交換	町内会、市	継続	→	→	→	→	→
④官公署・企業の職員・従業員に対する加入促進	市、事業者等	継続	→	→	→	→	→
⑤大学生や新成人等に対する加入促進	市、事業者等	継続	→	→	→	→	→
⑥集合住宅居住者への加入案内・説明会の開催	町内会、市 住宅事業者	継続	→	→	→	→	→
⑦マンション管理組合の自治活動の促進	市、管理組合	新規	実施	→	→	→	→
⑧集合住宅における町内会加入促進に向けた研究・検討	市	新規	検討	→	実施	→	→
⑨職員加入状況調査、職員研修等の実施	市	継続	→	→	→	→	→

(3) 持続可能な町内会の仕組みづくり

ア 概要（現状と課題）

本市の町内会の規模は5世帯から2,000世帯を超えるものまで大小様々で、また、市の中心部や山間部などの地理的条件も異なる中、大きな町内会では住民の意思疎通が図りにくく、小さな町内会では役員や予算不足などで思うような活動ができないなど、それぞれに課題を抱えています。

そのような中、市では、今後も町内会が円滑にかつ継続的に活動していくための仕組みづくりや、単独では活動が困難になった町内会の統合や分割といった再編等についてまとめた「町内会活性化ガイドライン」を平成27年2月に策定しました。同じ市内とはいえ、歴史的な生い立ちによる違いや、住宅密集地や山間部など地理的条件に差があり、ガイドラインの提案を町内会の運営に反映することは難しいところもあるかもしれませんが、今後も町内会

を維持し、活動を継続していくためには、活動範囲の変化や役員の増減など様々な影響を十分考慮した上で、適正規模の町内会づくりを検討していく必要があります。

イ 施策の方向性

(ア) 町内会活性化ガイドラインの推進

町内会が今後も円滑にかつ継続的に活動していくための仕組みづくりや、町内会の再編等について市が提案した「町内会活性化ガイドライン」に沿った取組みを希望する町内会を支援します。

(イ) 町内会再編に向けた支援

町内会の再編を検討する町内会に対して、相談・助言を行うとともに、「町内会再編支援補助金」の運用など必要な支援を行います。

(ウ) 再編町内会における町内集会所等施設整備に対する優遇措置の導入に向けた検討

再編した町内会が必要に応じて実施する集会所等の施設整備に対する優遇措置の導入に向けた検討を行います。

ウ 各主体の主な役割

(ア) 町内会は、持続可能な町内会づくりを目指します。

(イ) 市は、町内会が継続的に運営、活動ができるような仕組みづくりを支援します。

エ 具体的な取組み及び年次計画

具体的な取組み	実施主体	区分	計画年度				
			30	31	32	33	34
①町内会再編支援補助金の運用	町内会、市	継続	→	→	→	→	→
②町内会再編に対する支援	町内会、市	継続	→	→	→	→	→
③再編町内会における町内集会所等施設整備に対する優遇措置の導入に向けた検討	市	新規	検討	→	導入	→	→

2 地区自治協議会の運営・活動の充実

地区自治協議会は、様々な分野で活動する地域内の町内会や各種団体が集まり、地域の情報を共有し、課題について話し合い、解決に向け活動する住民組織です。前計画では、市内27地区公民館を拠点とし、市内全域での地区自治協議会の設立を目標に掲げ、地域と行政との協働により推進してきました。

地区自治協議会の設立は、既存の地域団体の組織・活動を再編・集約して「地域を代表する団体」という総括的組織として、これまで地域で個別に取り組んできた地域活動の効率的な展開や活動の役割分担に加え、総会等の会議や役員重複などの解消により地域の負担軽減に寄与することも期待されています。

「佐世保市地域コミュニティ活性化推進条例」において、市長が認定する地区自治協議会は、地域コミュニティの維持、再構築又は形成、地域課題の解決、地域の活性化などに取り組むことを定めています。

市内全域で足並みが揃った地区自治協議会ですが、地域団体との再編・合流の推進や事務局体制の充実など組織面での環境整備や、事務局を核とした運営体制の充実、複雑化・広域化する地域課題の解決に向けた取組みなど、地区自治協議会の自主性・主体性を尊重しつつも、その機能の充実に向け、引き続き、地域づくりに行政と一緒に取り組むパートナーとしての関係を維持していくことが大切です。

地区自治協議会の活動の拠点である地区公民館については、今後は、地域住民の皆さんが地域の特色を活かしたまちづくりに向けて活動する場、また、生涯学習で学んだことを実践する場として位置付けていく必要があります。同時に、拠点施設は地域住民が主体となって運営できるような仕組みが望ましいと考えています。

また、地域づくりのパートナーは行政だけではなく、NPOなど目的型市民活動団体や事業者、大学等とも連携・協力することも考えられます。

【成果目標】

成果指標名	現況（平成29年度）	目標値（平成34年度）
① コミュニティセンター（仮称）における指定管理者制度の導入	—	指定管理者制度の導入
コミュニティセンター（仮称）における指定管理者制度の導入		
地区自治協議会を運営主体とする指定管理者制度の導入を目標とします。		
② 地域課題の解決に向けた事業を実施している地区自治協議会	44%	100%
地域課題の解決に向けた取組みを「実施した」と回答した地区自治協議会（地区自治協議会アンケート調査）		
地区自治協議会の定着期に向けた取組みでもあるため、全地区での実施を目標とします。		

(1) 組織の環境整備

ア 概要（現状と課題）

平成29年度までを支援期間と位置づけ、地域と市との協働により地区自治協議会の設立を推進してきましたが、地区自治協議会はあくまで任意団体であるため、その運営や活動を担保する法的根拠がありませんでした。そこで、「佐世保市地域コミュニティ活性化推進条例」を制定し、一定の要件を満たした地区自治協議会を、公共的な役割を担う地域団体として市長が認定を行い、地区自治協議会の運営及び活動を計画的かつ総合的に支援していく体制を整備しました。

また、地区自治協議会と既存の地域団体との再編・合流に向けた取組みについては、その実現は容易でないことは認識していますが、地域団体（活動）の分かりやすい組織化、活動の役割分担の促進、住民の負担の軽減等、様々な効果が期待される取組みであるため、引き続き地区自治協議会と既存の地域団体との関係性を整理し、連携体制を確保しつつ地域活動を展開していく仕組みを作っていく必要があります。

イ 施策の方向性

(ア) 地区自治協議会の認定

「佐世保市地域コミュニティ活性化推進条例」に基づき、任意団体である地区自治協議会を、一定の要件のもと市長が認定を行い、地区自治協議会の運営や活動を、計画的かつ継続的に支援します。

(イ) 既存の地域団体との再編・合流の推進

地区自治協議会の設立により、これまで地域のふれあいや福祉、青少年の健全育成、環境衛生など様々な活動を担ってきた地域団体や町内会の連合組織については、地区自治協議会との再編・合流に向けた取組みを推進します。再編・合流の対象とする地域団体は、生涯学習推進会、青少年健全育成会、福祉推進協議会、保健環境連合会及び町内会の連合組織とし、地域や各種団体の関係者と十分な協議、検討を行いながら組織の統合を目指します。

ウ 各主体の主な役割

(ア) 地区自治協議会は、市長の認定を受けて、地域コミュニティ活性化に向けた取組みを推進します。

(イ) 市は、住民主体の自治の実現に向けた地区自治協議会の取組みを支援します。

(ウ) 地区自治協議会、関係団体及び市は、地区自治協議会と地域団体との再編・合流に向けた取組みを推進します。

エ 具体的な取組み及び年次計画

具体的な取組み	実施主体	区分	計画年度				
			30	31	32	33	34
①地区自治協議会の認定	市、自治協	新規	実施				
②地区自治協議会と地域団体との再編・合流の推進	市、関係団体等自治協	継続	一部実施	→	→	→	→

(2) 運営体制の充実

ア 概要（現状と課題）

地区自治協議会には、各種の事務を統括する事務局が設置されています。また、事務局の運営体制として、事務局長と事務局員の2名の事務局職員を地域から選任することを想定していましたが、現状では、地区自治協議会27団体のうち、地域から事務局長が選任されているのは、9団体（平成30年3月末現在）となっています。

地区自治協議会の運営や地域づくり活動を行うためには、地域住民の主体的な参加が必要です。そのためにも、事務局長は、地域の事情等をよく理解した方が望ましいと考えます。また、組織運営における事務局の役割は大変重要で、地域で活動する各種団体との連携や、各専門部会における事業の企画立案支援、会計処理等の事務等多岐にわたっており、地区自治協議会の活動を支えるためにも一層の事務局機能の充実が求められています。

一方で、地区自治協議会と既存の地域団体との再編・合流を促進していくことで、従来の業務に加え、合流する団体の業務も引き継ぐことになるため業務量の増加が想定され、事務局職員の雇用形態や必要な人件費など、地区自治協議会の運営に対する行政支援のあり方についても見直しを含め検討していく必要があります。

また、地区自治協議会をより多くの地域住民に知ってもらうことが、活動への参加・参画を促進していく第一歩と考えます。地区自治協議会の存在意義をわかりやすく伝えるとともに、運営の透明性確保や活動の情報提供を行うために、従来の方法に加え、専用ホームページの作成などインターネットを活用した積極的な情報発信も必要であると考えます。

イ 施策の方向性

(ア) 事務局長の地域選任の促進

現在、多くの地区において、市の嘱託職員である地区公民館長が事務局長を兼務していますが、全地区での地域選任事務局長の就任を目指します。

(イ) 事務局支援のあり方に関する検討

事務局職員の人件費については、そのほとんどを市からの補助金で賄っています。今後とも、地区自治協議会が円滑に運営していけるよう、事務局の業務量等の実態把握と検証を踏まえ、事務局に対する人件費補助金など行政支援のあり方について検討します。

(ウ) 事務局職員のスキルアップ支援

事務局の業務は、補助金関係書類の作成をはじめとする行政との連絡調整、会計や労務など経営管理の知識も必要となることから、業務マニュアルの整備や専門知識習得のための研修等の機会を提供します。

(エ) 専用ホームページ等インターネットを活用した情報発信

従来の「自治協だより」などの広報紙やチラシによるものに加え、専用のホームページやフェイスブックなどを活用した情報発信は、より多くの地域住民、特に若い世代への情報発信ツールとして有効であることから、全地区での導入を目指します。

ウ 各主体の主な役割

(ア) 地区自治協議会は、事務局職員の雇用など事務局体制の充実を図ります。

(イ) 市は、地区自治協議会の事務局機能の充実に向けた取組みを支援します。

(ウ) 地区自治協議会は、ホームページ等も活用した積極的な情報発信に努めます。

エ 具体的な取組み及び年次計画

具体的な取組み	実施主体	区分	計画年度				
			30	31	32	33	34
①地域からの事務局長選任	自治協、市	継続	→	→	→		
②事務局支援補助金の見直し	市	継続	一部 実施	→	→	→	→
③事務局実務マニュアルの作成	市	新規	作成 配布	更新	→	→	→
④事務局職員研修等の開催	自治協、市	新規	実施	→	→	→	→
⑤専用ホームページ等による情報発信の促進	自治協、市	継続	→	→	→	→	→

(3) 地域課題の解決に向けた活動の充実

ア 概要（現状と課題）

地区自治協議会では、地域住民の親睦・交流を促進する生涯学習事業をはじめ、健康づくり、高齢者や子どもの見守り、青少年の健全育成、防災・防犯意識の向上など安全安心なまちづくりを目指した各種事業を展開しています。既存の事業を継続しつつ、多岐にわたる地域課題の解決に向けた取組みへの期待が高まりつつあります。

一方で、地区自治協議会の活動の主な財源である市補助金については、できる限り地域にとって使いやすくし、地域団体との再編・合流と合わせた補助金の包括化、将来的には地域の裁量で用途を決定できる一括交付金制度の導入を目指しています。

地域においては、市からの補助金と合わせて、各々の地域に適した取組みや地元企業等との連携により、自主財源を確保していくことも大切です。

また、地区自治協議会相互の情報交換や運営等に関する共通課題の解決に向けた協議・検討、さらには行政との対話の場となる連合組織の設置も求められています。

さらには、地区自治協議会と NPO などの目的型市民活動団体や大学等との連携・協力の可能性について調査・研究を行うとともに、地域における多様なつながりの中へ、より多くの市民が参加していく協働の場としての「多元参加型地域コミュニティ」の実現に向けた取組みが求められています。

「多元参加型地域コミュニティ」とは・・・

町内会などの地縁型市民活動団体と NPO などの目的型市民活動団体との連携・融合によって生み出された多様なつながりの中へ、より多くの市民が参加していく協働の場です。

イ 施策の方向性

(ア) 地域課題の解決に向けた取組み

地域住民同士の親睦を促進するレクリエーション活動、自然災害など不測の事態に備える防災や防犯への取組み、地域包括ケアシステムなど国の制度と連携した地域の支え合い体制の構築、子どもの見守り活動や子育て支援など、地区自治協議会が既存の地域団体等と連携しながら実施する様々な取組みを支援します。

(イ) 補助金制度の見直し

地区自治協議会と既存の地域団体との組織の再編・合流に向けた取組みと一体的に、地域コミュニティ推進事業補助金と各種団体へ交付している補助金の包括化を目指します。また、より地域の実態にそった使いやすい補助金となるよう、補助対象範囲や補助額の算定方法などの見直しを行います。

(ウ) 補助金の一括交付金化

地域の裁量によって地域の特性や課題に応じて柔軟に活用できる、一括交付金化に向けた制度の構築を目指します。

(エ) 自主財源の確保

地区自治協議会に対しては、予算の範囲内で補助金等による活動支援を行うこととしていますが、将来にわたって安定した運営を行うために、それぞれの地区に適した取組みや企業等との連携により、自主財源の確保も大切です。市としても、国及び県の制度や他都市の事例などの情報提供や関連する法制の普及啓発などの支援を行います。

(オ) 地区自治協議会連絡協議会（仮称）の設置

地区自治協議会相互の情報共有、連携促進を図るため、地区自治協議会の会長等による連合組織の設置を目指します。

(カ) 地区自治協議会と多様な主体との連携・協力の推進

NPO など目的型市民活動団体、企業、大学等との連携・協力により、地区自治協議会の活動の深化につながるような取組みを検討し、推進します。

ウ 各主体の主な役割

(ア) 地区自治協議会は、地域コミュニティの維持・活性化、地域課題の解決及び地域の活性化に向けた取組みを推進します。

(イ) 市は、地区自治協議会が行う活動に対し、予算の範囲内で財政上の支援、その他必要な支援を行います。

(ウ) 市は、地区自治協議会に対する補助金制度の見直し及び一括交付金化の導入を目指します。

(エ) 地区自治協議会と市は、自主財源の確保について研究、検討を行います。

(オ) 地区自治協議会と市は、地区自治協議会連絡協議会（仮称）の設置を推進します。

(カ) 地区自治協議会と市は、多元参加型地域コミュニティの実現に向けた取組みを推進します。

エ 具体的な取組み及び年次計画

具体的な取組み	実施主体	区分	計画年度				
			30	31	32	33	34
①地域防災、地域福祉、子育て支援等の地域課題に対応した活動の実施	自治協、関係団体、市	継続	実施	→	→	→	→
②地区自治協議会に対する補助金の包括化及び補助金の見直し	市 関係団体	継続	一部 実施	→	→	→	→
③一括交付金制度の導入	市	新規	検討	→	→	→	実施
④自主財源確保に向けた検討	自治協、市	継続	→	→	→	→	→
⑤地区自治協議会連絡協議会（仮称）の設置	自治協、市	継続	検討	設置			

具体的な取組み	実施主体	区分	計画年度				
			30	31	32	33	34
⑥地区自治協議会とNPOなど目的型市民活動団体、企業、大学等との連携・協力体制の構築	自治協、関係団体、市	新規	検討	→	→	一部実施	→

(4) 拠点施設の機能充実

ア 概要（現状と課題）

地区自治協議会は、地区公民館が事業の主たる対象としている区域を基準とする区域内において設立されたことから、その事務局を地区公民館の事務室内に設置することを基本に必要な整備を行ってきました。今後、地区公民館を地区自治協議会の活動拠点として、地域課題の解決に向けた様々な活動を行うためには、地域にとって使いやすい施設としての整備が必要であると考えています。

また、地区自治協議会が所有する備品類の適切な管理のため、備品の保管状況などの現況把握を行う必要があります。

イ 施策の方向性

(ア) 地区公民館からコミュニティセンター（仮称）への移行

地域コミュニティの拠点施設である地区公民館を、従来の公民館機能を維持しつつ、地域づくりのための様々な活動に柔軟に運用できるようにするため、「コミュニティセンター（仮称）」など社会教育施設の枠を超えた施設に移行し、地域住民が地域の特色を活かしたまちづくりに向けて主体的に活動する場、及び社会教育・生涯学習を实践する場として位置付けます。

(イ) 指定管理者制度の導入

拠点施設の管理については、利用する地域住民で運営できるように、地区自治協議会を運営主体とする指定管理者制度の導入について検討し、推進します。導入に当たっては、地域の意向を尊重しながら段階的に移行できるように柔軟に推進していきます。

(ウ) 拠点施設等の整備

地区自治協議会の円滑かつ安定した運営を支援するため、拠点施設等における事務従事スペース及び備品等を保管するスペースの確保など必要な整備に努めます。

ウ 各主体の主な役割

(ア) 市は、地域コミュニティ活性化に向けた活動拠点施設として、地区公民館のコミュニティセンター（仮称）化を推進します。

(イ) 市は、地域活動の拠点施設の運営に関して、段階的な指定管理者制度の導入を目指します。

(ウ) 地区自治協議会は、コミュニティセンター（仮称）の管理・運営の代行を目指します。

(エ) 市は、地区自治協議会の拠点施設の必要な整備に努めます。

エ 具体的な取組み及び年次計画

具体的な取組み	実施主体	区分	計画年度				
			30	31	32	33	34
①コミュニティセンター(仮称)への移行	市	新規	検討	→	移行		
②コミュニティセンター(仮称)の段階的な指定管理者制度の導入	市、自治協	新規	検討	→	一部実施	→	→
③地区自治協議会拠点施設等の整備	市	継続	→	→	→	→	→

(5) 町内会との連携

ア 概要(現状と課題)

町内会は、地域コミュニティを支える最も身近な住民自治組織であり、地区自治協議会を構成する中心的な地域団体です。しかしながら、町内会では、様々な社会的要因により将来の活力低下が危惧されており、これまで行われていた活動が実施できなくなることも想定されます。そのようなことに備え、町内会と地区自治協議会が補完性の関係を築き、強い連携体制を築いていくことが必要です。地区自治協議会の設立に伴い、町内会が実施した方がよい活動と、地区自治協議会で実施した方がよい活動など、互いに情報共有を図りながら、どちらで実施すべき事業であるかを整理するなど役割分担を図ることで、各町内会の負担軽減にもつながります。また、町内会長で構成される地区自治協議会の総務部会などが、町内会が抱える様々な課題・問題に対する支援機能の役割を担うことも期待されます。

イ 施策の方向性

(ア) 地区自治協議会での町内会の課題共有

町内会の運営や活動、町内会加入促進の取組み等、個々の町内会が抱える課題について、地区自治協議会の場において情報共有を図ります。

(イ) 地区自治協議会と町内会との役割分担

地区自治協議会と町内会が各々で行う活動について、互いに情報共有を図りながら、どちらで実施する方が効果的、効率的なのか、活動の役割分担について整理・調整を図ります。

(ウ) 地区自治協議会と町内会との人材交流

地区自治協議会は、地域で活躍されている多くの人材が集まる、人材交流の場でもあります。互いにコミュニケーションを図りながら、次世代の町内会活動を担う人材の発掘を目指します。

ウ 各主体の主な役割

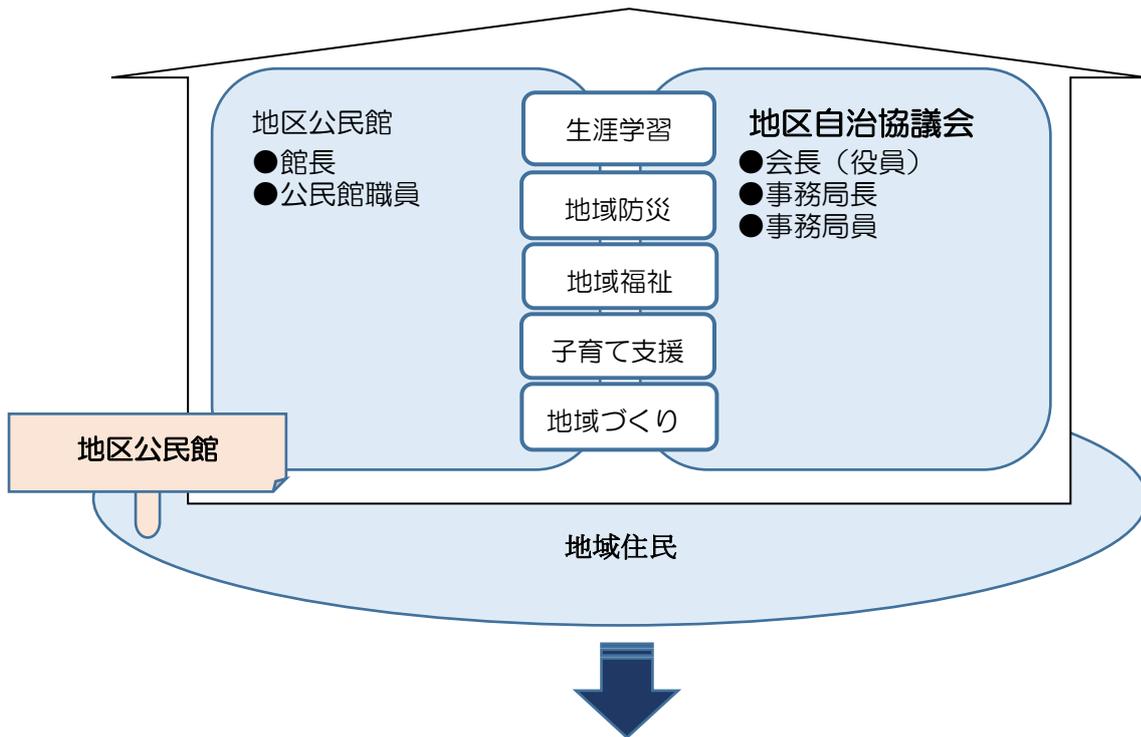
(ア) 町内会と地区自治協議会は、各々の活動実施に際し、緊密な連携・協力を行います。

(イ) 地区自治協議会は、町内会の課題の解決に向けた助言・支援を行います。

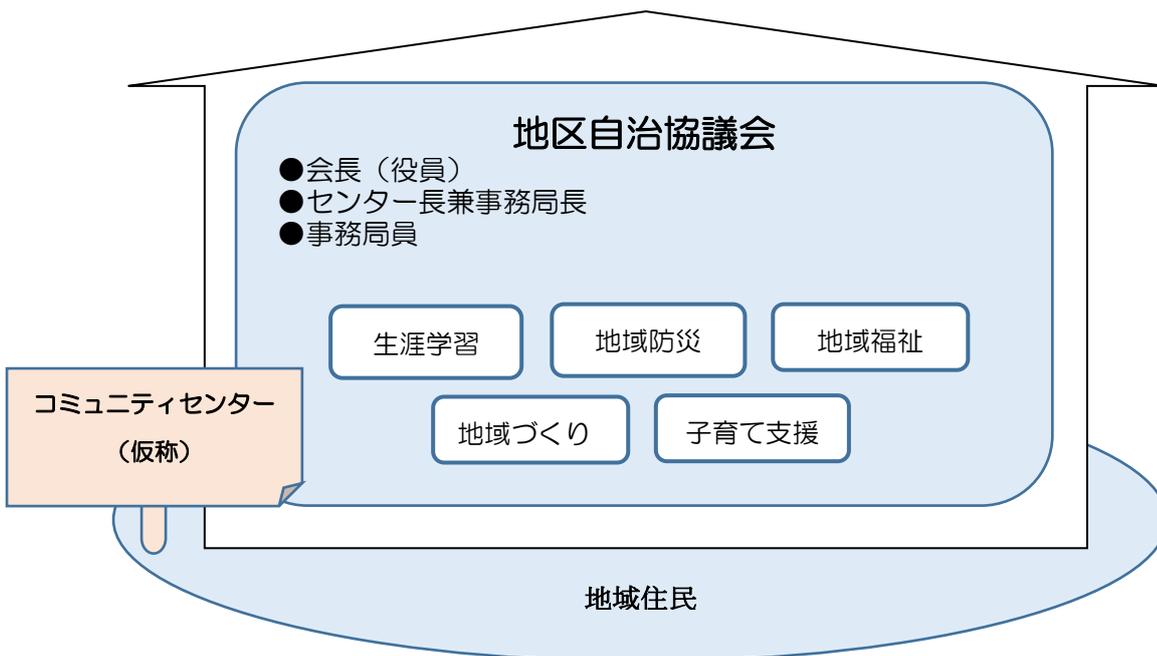
エ 具体的な取組み及び年次計画

具体的な取組み	実施主体	区分	計画年度				
			30	31	32	33	34
①地区自治協議会での町内会に関する課題の協議	自治協	継続	→	→	→	→	→
②防災訓練や世代間交流行事等による人材交流の実施	自治協	継続	→	→	→	→	→

《参考》 地区公民館からコミュニティセンター（仮称）への移行イメージ



将来形（指定管理者による管理運営：平成32年度から段階的に導入）



3 地域コミュニティの活性化を推進していくための基盤強化

本計画の施策の柱である「町内会の活性化」と「地区自治協議会の運営・活動の充実」を推進していくために、これらの施策の基盤となる取組みを拡充していく必要があります。

豊かな地域コミュニティを維持、活性化していくためには、全ての市民が地域の一員であるという認識を深めていくことが重要です。そのために、地域コミュニティに関する情報発信や意識啓発を継続的に行っていくことが大切であると考えています。特に、「佐世保市地域コミュニティ活性化推進条例」の制定は、地域コミュニティへの理解促進の良い機会であり、全ての市民に向けて条例の趣旨を丁寧に説明していかなければなりません。

さらに、地域活動を支える人材の育成、次世代を担う後継者の発掘などにつながる機会や手段の取組みも重要です。

また、全国各地で展開されている地域コミュニティに関する取組み事例等の情報収集や研究などを行い、本市における施策の深化につなげていきたいと考えています。

【成果目標】

成果指標名	現況（平成 29 年度）	目標値（平成 34 年度）
① 専用ホームページの作成等、インターネットを活用した広報活動を実施している地区自治協議会	1 地区	27 地区
専用ホームページや SNS 等を活用し、地域情報の発信など広報活動を行っている地区自治協議会		
幅広い世代への地域情報の発信、事務局における効率的な情報伝達を目指すため、全地区での活用を目標とします。		
② 地区自治協議会の運営における若年層の参画状況	44%	80%
地区自治協議会の運営に若年層（50歳未満）の参画が、「増えた」「ある程度増えた」と回答した地区自治協議会の割合（地区自治協議会アンケート調査）		
次世代の地域活動の担い手育成につながるものであり、8割を目標とします。		

(1) 広報啓発

ア 概要（現状と課題）

地域コミュニティの取組みについては、市のホームページや広報紙、ケーブルテレビやラジオなど各種媒体を活用し、継続した情報発信を行っていますが、特に、若い世代に向けた情報発信の機会や手段について、今後研究していく必要があります。

また、各地域における先進的な取組みや、事業者等による地域貢献活動に対する顕彰を行うことで、地域コミュニティの活性化に向けた意識の向上につながることを考えられます。

イ 施策の方向性

(ア) 行政による広報

市のホームページや広報紙、ケーブルテレビ等様々な媒体を活用しながら継続した広

報啓発を行います。また、若い世代等ターゲットを絞った広報活動等も行っています。

(イ) 地域コミュニティポータルサイトの作成

町内会や地区自治協議会など地域による主体的なまちづくり活動を支援するため、地域コミュニティに関する情報を一元的に発信するポータルサイトを作成します。

(ウ) 地域コミュニティに関する意識啓発

地域コミュニティを支える町内会や地区自治協議会について理解を深めてもらうため、出前講座や各種説明会を行います。

(エ) 地域コミュニティ顕彰制度の検討

他の町内会や地区自治協議会のモデルとなるような先進的な活動や事業者等による地域コミュニティの活性化に資する取組み等に対して、事例発表の場や顕彰制度を検討します。

ウ 各主体の主な役割

(ア) 市は、様々な広報媒体を活用して、町内会への加入や参加等の促進、地域コミュニティに関する広報啓発を行います。

(イ) 市は、地域コミュニティに関する情報を一元的に発信する情報ツールを作成します。

(ウ) 市は、市民等への地域コミュニティに関する理解促進を図ります。

エ 具体的な取組み及び年次計画

具体的な取組み	実施主体	区分	計画年度				
			30	31	32	33	34
①市のホームページや広報紙による広報啓発	市	継続	→	→	→	→	→
②地域コミュニティポータルサイトの作成	市	新規	検討	→	運用	→	→
③出前講座、説明会・研修会の開催	町内会 自治協、市	継続	→	→	→	→	→
④地域コミュニティ活動に対する顕彰制度の検討	市	新規	検討	→	一部 実施	→	→

(2) 人材発掘・人材育成

ア 概要（現状と課題）

地域活動を活性化していくためには、地域をけん引していくリーダーや役員など、活動の中核を担う人材の育成が必要です。同時に地域の高齢化が進む中で、やる気のある若いリーダーとなる人材の発掘・育成が求められています。将来、コミュニティセンターの指定管理者制度の導入を考えると、労務・経営管理などの知識も必要になります。

一方で、地域コミュニティ活動となると荷が重いと感じる人でも、自分の得意分野でなら活動したい、役に立ちたいと考えている人も存在する可能性があります。自らの能力や特技を地域活動に活かしたいと考える人（財）の発掘とともに、地域を活気づける子どもや女性を中心とした行事参加等を契機に、役員登用に対する理解を深めていくことも大切です。

また、将来を担う子どもたちに対して、地域活動を社会体験、自然体験、生活体験の場として、さらにはコミュニケーションの機会ととらえ、幼少期から地域活動を通じて「人と人

のつながり」の大切さや「地域への愛着心」を育むことで、次世代の人材育成につながることも期待されます。

市職員については、職務上は当然のことながら、一住民としても地域コミュニティの重要性を認識するとともに、退職後も地域活動への積極的な参画を促すため、継続的な研修等を通じ意識改革を進めていく必要があります。

イ 施策の方向性

(ア) 多世代交流の場の創出

仕事や子育てで忙しい若い世代、女性及びシニア世代など幅広い世代の人たちが気軽に参加することができ、それぞれの経験や能力を地域活動に活かしてもらうような場を地域との協働で創出していきます。

(イ) 人材育成機会の提供

地域をけん引していくリーダーや専門知識を持つスタッフを育成するため、人材育成研修の機会を提供します。また、コミュニティセンター（仮称）の管理運営を統括するセンター長となる人材には、コミュニティセンター（仮称）の管理運営等に必要な研修を実施します。

(ウ) 次世代を担う子どもたちの育成

「昔遊び」「史跡めぐり」「地域農園」など地域に伝わる歴史や伝統、豊かな自然を体験できる機会を創出し、世代を超えた交流を通じて、人とのつながりの大切さ、ふるさとへの愛着を育み、次世代の地域活動を担う人材育成につなげます。

(エ) 市職員の意識改革

内部研修等を通じて、市職員の地域コミュニティへの意識醸成を図ります。

また、居住地域での町内会活動等への積極的な参加や参画を促していきます。〈再掲〉

ウ 各主体の主な役割

(ア) 町内会、地区自治協議会及び市は、地域における人材発掘及び育成につながる取組みを推進します。

(イ) 町内会、地区自治協議会及び市は、次世代を担う子どもたちの育成に係る取組みを推進します。

(ウ) 市は、市職員の意識改革を図るとともに、地域活動への積極的な参加、参画を促進します。

エ 具体的な年次計画

具体的な取組み	実施主体	区分	計画年度				
			30	31	32	33	34
①伝統行事、地域の魅力発見事業等の実施	自治協 町内会	継続	→	→	→	→	→
②活動発表会、リーダー養成講座等の開催	自治協 町内会、市	新規	検討	→	一部 実施	→	→
③子どもへの地域コミュニティ学習 機会の創出	自治協 町内会 学校、市	新規	検討	→	一部 実施	→	→
④市職員の研修等の実施	市	継続	→	→	→	→	→

(3) 新たな取組みに向けた研究・検討**ア 概要（現状と課題）**

全国では複雑・広域化する地域課題を、ビジネスとして収益性を確保しながら解決を目指す「コミュニティビジネス」や、市職員などが地域コミュニティ組織の運営や地域づくり活動を支援する「地域担当者制度」など、地域コミュニティ組織に対する様々な取組みや制度が導入されています。

また、本市も含め全国の多くの自治体に参加する「小規模多機能自治推進ネットワーク会議」では、国に対して、地域コミュニティ組織に対する新しい法人制度の創設を求め提言するなど、地域コミュニティを取り巻く全国共通の課題に対する情報共有や情報交換が行われています。

引き続き情報収集など必要な調査を行いながら、各種取組みの検討を行っていく必要があります。

イ 施策の方向性**(ア) 先駆的な取組みに関する研究・検討**

コミュニティビジネスや地域担当者制度、地域コミュニティ組織の法人化などについて、他都市の事例や「小規模多機能自治推進ネットワーク会議」等の情報を有効に活用しながら研究を行い、本市における実現可能性について検討を行います。

ウ 各主体の主な役割

(ア) 市は、コミュニティビジネスや地域担当者制度など先駆的な取組みについて研究・検討を行います。

エ 具体的な取組み及び年次計画

具体的な取組み	実施主体	区分	計画年度				
			30	31	32	33	34
①コミュニティビジネス、地域担当者制度、地域コミュニティ組織の法人化等の研究・検討	市	継続	→	→	→	→	→

第6章 計画の推進体制と進捗管理

1 計画推進の体制

本計画の推進に当たっては、「佐世保市地域コミュニティ活性化推進条例」に基づき、市民、住民自治組織、事業者及び市など関係する多様な主体が、それぞれの役割を果たすとともに互いに力を合わせて推進していくこととします。

(1) 市民等の役割

かつては、「向こう三軒両隣」「遠くの親戚より近くの他人」など、普段の近所付き合いの中で培われてきた「お互いさまの精神」が、地域の絆を育んできました。これからも隣近所で助け合い、支え合う地域のつながり大切です。

そこで、市民等はその一人ひとりが、町内会等身近な地域コミュニティが地域で安全・安心な生活を送るために大切な役割を担っていることを再認識するとともに、地域の町内会に加入し、地域の様々な活動に積極的、主体的に参加・参画するものとします。

(2) 住民自治組織の役割

町内会に加入しない人の理由に、「町内会が何をしているのかわからない」「会費の使途が不透明」といった理由が挙げられています。

そこで、住民自治組織は、誰もが参加しやすい開かれた組織を目指すとともに、主体的な活動を行うものとします。また、地道な未加入世帯への加入の呼びかけや新たに転入されてきた人への加入促進を行うとともに、特に、若い世代に対しては、ホームページ等インターネットも活用した積極的な情報発信を行うものとします。

(3) 事業者の役割

事業者やそこで働く従業員も地域社会の大切な一員です。

そこで、事業者は、事業所等が所在する地域の住民自治組織の活動への参加や、住民自治組織への活動に対する協力に努めるものとします。また、各事業所に勤務する従業員に対して、居住する地域での町内会等への加入促進や、地域活動への参加・参画に配慮するものとします。

(4) 市の責務

市は、住民自治組織の自立性や自主性を尊重するとともに、地域コミュニティの活性化を推進するために必要な施策を実施します。

また、住民自治組織の運営や活動に対して、必要な財政的、その他必要な支援を行うとともに、住民自治組織や事業者と連携・協力しながら、町内会等への加入促進等の取組みを推進します。

2 計画の進捗状況の確認

(1) 佐世保市地域コミュニティ・協働推進本部による進捗管理

本計画の取組み状況については、庁内組織である「佐世保市地域コミュニティ・協働推進本部」において、適切な進捗管理を行います。